

福島市国土強靱化地域計画

令和2年2月

福島市

目次

第1章 計画策定の趣旨

I 計画策定の背景・趣旨	1
II 計画の位置づけ	2
III 計画期間	2

第2章 計画の基本的な考え方

I 基本目標	3
II 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	3
III 計画の基本的な検討方法	4

第3章 福島市の概況と災害リスク

I 概況	5
II 脅威となる自然災害	8

第4章 脆弱性評価の枠組み

I 脆弱性評価について	10
II 脆弱性評価の枠組み	10

第5章 脆弱性評価と推進方針

1 直接死を最大限防ぐ	16
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	40
3 必要不可欠な行政機能は確保する	60
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	62
5 経済活動を機能不全に陥らせない	66
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	70
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	78
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	84

第6章 施策プログラムの重点化と推進体制

I 施策プログラムの重点化	90
II 計画の推進	90

第1章 計画策定の趣旨

I 計画策定の背景・趣旨

福島市は、雄大な吾妻山、母なる川・阿武隈川など自然環境に恵まれ、その下で養蚕やくだものをはじめ多様な産物を興し、商工業などの産業を発展させてきました。しかし、福島市の母体となってきた豊かな自然は、多くの恵みをもたらす一方で、ひとたび猛々しい側面を見せると、河川の氾濫や土砂災害、火山噴火などの自然災害をもたらします。これまで日本では、地理的・地形的・気象的な特性から幾度も大規模自然災害により様々な被害がもたらされてきましたが、福島市でも、昭和61年の8.5水害、平成23年の東日本大震災等により多大な被害を受けました。そして、令和元年10月の台風第19号による水害では、近年増している自然災害の猛威を、身をもって経験しました。

国では、東日本大震災の教訓を活かし、大規模自然災害等への備えとして、致命的な被害を負わない「強さ」と迅速に回復できる「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時からつくり上げていくことを目的として、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）を制定するとともに、平成26年6月に国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを進めています。

また、福島県では、平成30年1月に、基本法第13条に基づく「福島県国土強靱化地域計画」（以下、「県地域計画」という。）を策定し、県土の強靱化に取り組んでいます。

これまで福島市では、「ときめきとやすらぎ希望にみちた人間尊重のまち福島市」という将来都市像の実現のため、地域防災力の向上やハード・ソフトの治水対策等により、安全に生活できるまちづくりを推進してきたところですが、令和元年台風第19号にみられたように近年激化する気象災害等に備えるためにも、総合的かつ計画的に災害対策の取り組みを強化することが求められています。

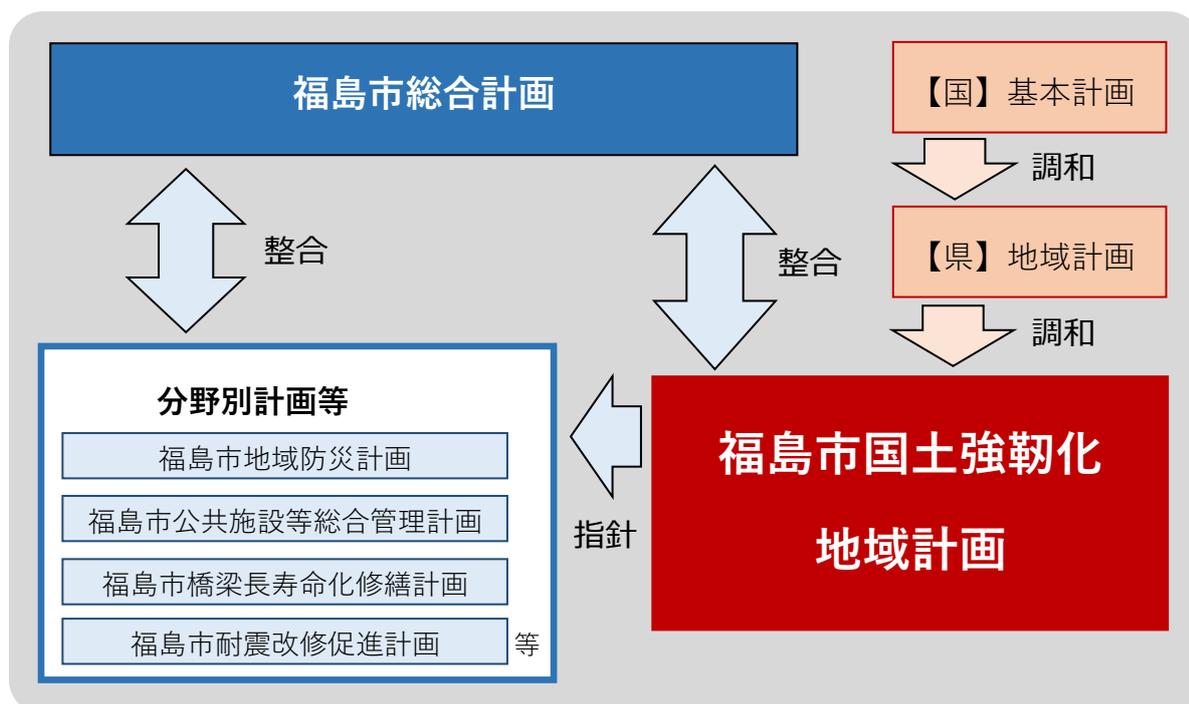
こうした状況を踏まえ、国土強靱化の観点から検討を行い、市民の命・生活を守り、災害に強いまちづくりをより一層推進するため、「福島市国土強靱化地域計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

II 計画の位置づけ

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するもので、市の最上位計画である福島市総合計画と整合性を図りつつ、福島市地域防災計画をはじめとする各分野別計画の国土強靱化に関する部分に対しては指針性を持つ計画と位置付けます。

また、国土強靱化基本法第 14 条の規定に基づき、基本計画と調和を保つとともに、先行して策定された県地域計画と調和を図るものとします。

【福島市国土強靱化地域計画の位置づけ】



III 計画期間

本計画の期間は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 6 年間とします。

なお、計画期間中においても、福島市総合計画をはじめとする各種計画等との整合性や施策の進捗状況、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとします。

第2章 計画の基本的な考え方

I 基本目標

国土強靱化基本法第8条に規定された国土強靱化の基本方針に則り、福島市の国土強靱化を推進するうえで、次の4つの基本目標を設定します。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

II 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の趣旨と基本目標を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、本市における強靱化を推進します。

① 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する。
- 国、県、市町村、住民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

② 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国の施策及び民間資金の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

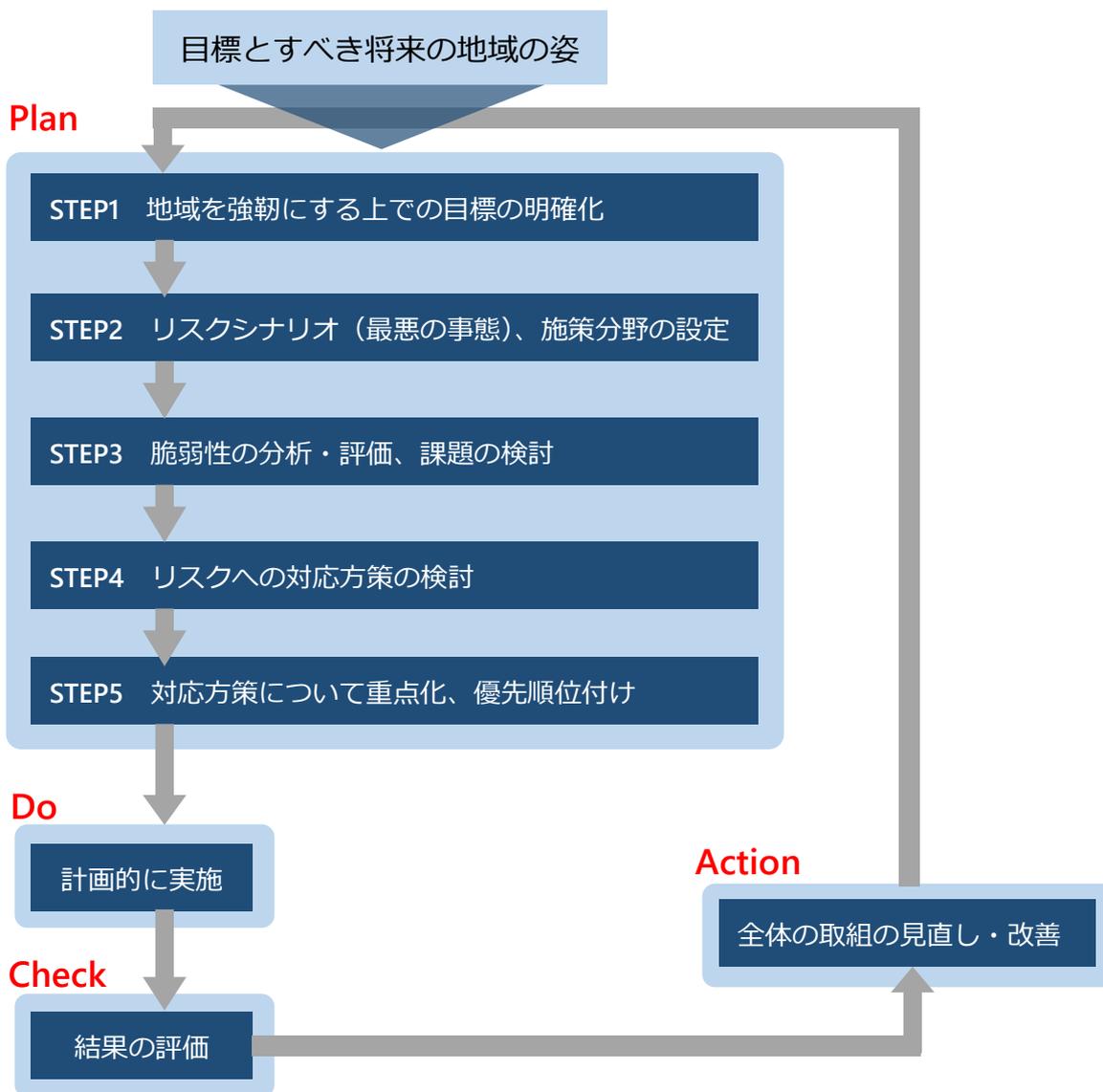
③ 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- 環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然との共生を図る。

Ⅲ 計画の基本的な検討方法

本計画の検討は、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に示された手法を用い、次のSTEP 1 からSTEP5 の手順で検討を行いました。

なお、策定した計画については、PDCA サイクルによる見直しを適宜行います。



第3章 福島市の概況と災害リスク

I 概況

1 位置と地勢

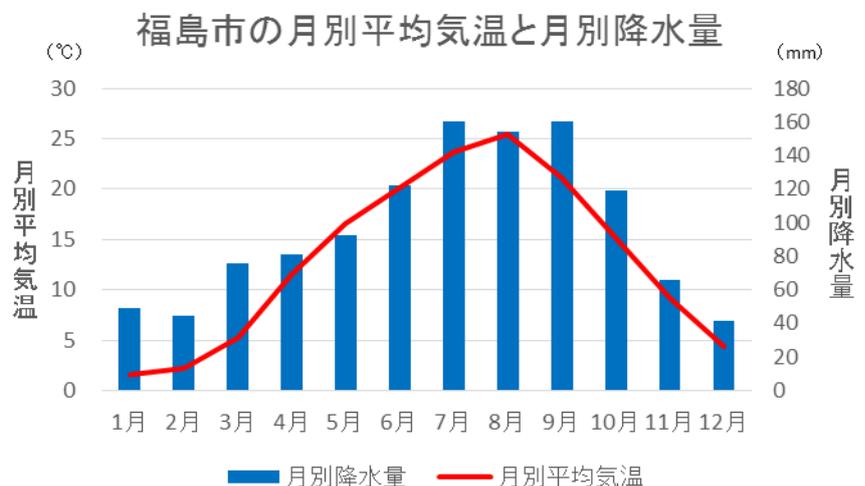
本市は、福島県の中通り地方の北部に位置し、西は奥羽山脈に連なる吾妻連峰から東は丘陵状の阿武隈高地に及び、山に囲まれた盆地に開けており、その中央を阿武隈川が南北に流れています。

位置	北緯	37度 45分 39秒
	東経	140度 28分 26秒
	標高	65.68m
広さ	面積	767.72 km ²
	広ぼう	東西 30.2 km、南北 39.1 km
隣接市町村	東	伊達市、川俣町
	西	猪苗代町、米沢市
	南	二本松市
	北	桑折町、白石市、七ヶ宿町、高島町

2 気候・気象

本市の気候は、太平洋側と日本海側の両気候の中間的な特徴を持つとともに、夏期の高温と冬期の低温という盆地特有の特徴を持っています。

昭和56年（1981年）から平成22年（2010年）の30年間の年間平均気温は13.0℃、年間降水量は1,166.0mmです。月別平均気温では、1月が最も低い1.6℃、8月が最も高い25.4℃で、その差は23.8℃となっています。また、月別降水量は、7月から9月が150mmを超えており、年間で最も降水量が多い時期になります。

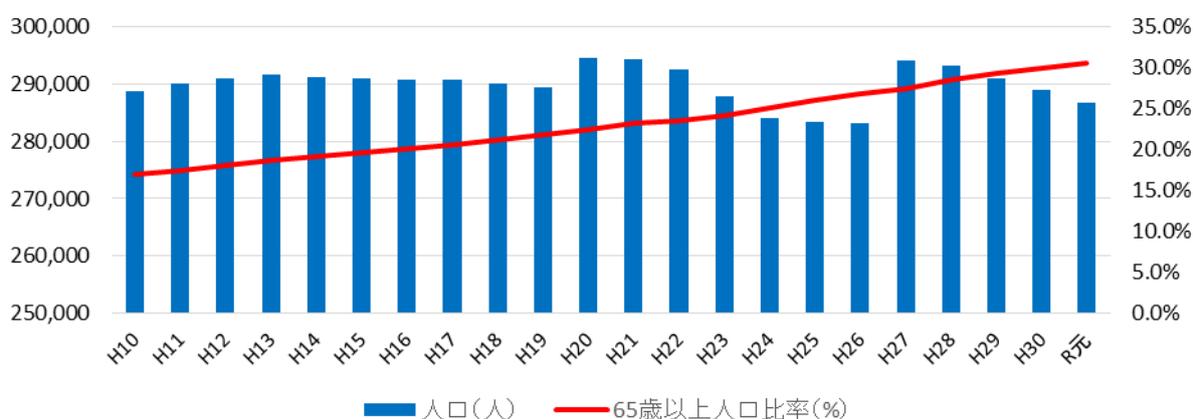


3 人口

本市の人口は、平成 13 年をピークに減少に転じ、旧飯野町との合併、東日本大震災後に一時増加しましたが、再び減少傾向となり、令和元年 10 月 1 日現在、286,742 人となっています。

年齢別構成では、65 歳以上の高齢者人口比率が年々増加し、令和元年 10 月 1 日現在、30.6%となっています。

福島市の人口と65歳以上人口比率の推移



※平成 20 年 7 月の合併以前は旧飯野町分を除く。

4 土地利用

本市の土地利用は、周囲を山に囲まれた盆地で、面積の約 70%は林野です。9 年連続「水質が最も良好な河川」に選ばれた荒川、県北地方に良質な水を供給する摺上川、松川などの支川と市街地の東部を南北に貫く阿武隈川の流域の平地に宅地、農用地が広がり、平地部を取り囲むように森林が広く分布しています。

都市的土地利用は、福島駅を核として概ね 4 km四方の範囲で中心市街地が形成され、周辺には温泉地の飯坂、瀬上、松川など早くから市街地が形成されてきたほか、高度成長期以降の人口増加期に、蓬萊・南向台・南福島ニュータウンなどの大規模団地の造成や福島中央、福島西、上名倉・荒井、福島北などの区画整理事業により郊外型の市街地が形成されてきました。

また、市街地周辺には肥沃な土地が広がり、米、野菜のほかに盆地特有の気候を活かして果物の生産が盛んに行われるなど農業的土地利用の重要度が高くなっています。

さらに、西方の山地は、土砂流出抑制や保水機能などの森林の公益的機能を持つだけでなく、磐梯朝日国立公園の区域に含まれ、土湯温泉、高湯温泉などを拠点に観光・レクリエーション資源となっています。

5 交通ネットワーク

本市は、首都圏と東北圏、太平洋側の地域と日本海側の地域を結ぶ交通の結節点として重要な位置を占めています。

(1) 道路ネットワーク

道路は、首都圏と東北圏を結ぶ東北自動車道と国道4号の2つの主要幹線道路が市街地の西部と東部を南北に縦貫し、東北中央自動車道と国道13号が本市から山形・秋田方面に延びています。

また、114号、115号等の幹線道路が市中心部から郊外に放射状に延びるとともに、国道13号福島西道路や太平寺岡部線など、放射状の道路を補完する環状道路や東西幹線道路の整備が進められています。

(2) 鉄道ネットワーク

鉄道は、首都圏と東北圏を結ぶ東北新幹線と東北本線が南北に縦貫し、山形新幹線と奥羽本線が本市を起点に山形・秋田方面へ延びています。

また、本市と宮城県を結ぶ阿武隈急行線や、本市中心市街地と市内の飯坂温泉を結ぶ福島交通飯坂線が走っており、市民の重要な移動手段となっています。

II 脅威となる自然災害

1 地震災害

福島県を含む東北地方の太平洋沖は太平洋プレートが陸のプレートに沈み込む部分になっており、プレート活動が原因で引き起こされる海溝型地震の発生頻度が比較的高くなっています。

また、飯坂町湯野及び大笹生から佐原にかけて福島盆地西縁に3つの断層が確認されているほか、本市の北部から宮城県白石市の間に5つの活断層が存在しており、内陸直下型の地震が発生するリスクを抱えています。

【主な既往災害】

- 昭和53年（1978年）6月12日 宮城県沖地震
 - ・ マグニチュード7.4 福島市震度5
 - ・ 重傷3人 全壊家屋12棟 塀の倒壊191件 など
- 平成23年（2011年）3月11日 東日本大震災
 - ・ マグニチュード9.0（震源三陸沖） 福島市震度6弱
 - ・ 死亡者13人 全壊家屋744棟 大規模半壊638棟 など

2 風水害・土砂災害

本市には、阿武隈川とそこに流入する多くの支川・枝川が流れていますが、急流河川が多く、大雨による洪水発生リスクがあり、流域内の都市化の進展に伴う保水機能の低下により浸水被害の増大のおそれがあります。

大雨の可能性が高い時期は、梅雨の末期にあたる7月や台風により秋雨前線が活発化することのある9月頃ですが、近年頻発する局地的な豪雨が水害や土砂災害を引き起こす可能性もあります。

【主な既往災害】

- 昭和61年（1986年）8月4～5日 台風10号による被害
 - ・ 総雨量264mm（福島市松木町）
 - ・ 家屋倒壊3棟 床上浸水1,171件 など
 - ・ 公共土木施設等の被害総額25億8千万円
- 令和元年（2019年）10月12日 台風第19号による被害
 - ・ 総雨量252mm（福島市松木町）
 - ・ 床上浸水600件超 など
 - ・ 多数の公共土木施設被害、農林業被害等

3 火山災害

本市に影響を及ぼすおそれのある活火山は吾妻山と安達太良山で、ともに火山噴火予知連絡会により「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、仙台管区気象台地域火山監視・警報センターにより 24 時間体制の監視が行われています。

特に吾妻山は本市に火口があり、噴火した場合は、噴石や降灰、土石流のほか、積雪期は融雪による火山泥流により大きな被害を発生するおそれがあります。平成 26 年度以降、火山性地震の頻発等により一時的に噴火警戒レベルが 2（火口周辺規制）に引き上げられるなど、火山活動が続いています。

4 雪害

旧飯坂町や旧吾妻町など本市の一部は豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に基づく豪雪地帯に指定されています。冬期に冬型の気圧配置が強まると、市の西側の吾妻山付近の山沿いを中心に大雪をもたらすことがあります。また、発達した南岸低気圧の影響で市の東側の阿武隈高地から平地部にかけて大雪となることもあり、市内全域で雪害対策の必要があります。

【主な既往災害】

- 平成 26 年（2014 年）2 月 15 日 大雪による被害
 - ・ 南岸低気圧により市内全域で大雪 降雪 37cm 最深積雪 54cm
 - ・ 国道 4 号をはじめとする道路交通が麻痺

第4章 脆弱性評価の枠組み

I 脆弱性評価について

本計画では、基本計画及び県地域計画と同様に、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性評価」という。）を基に国土強靱化の取組の推進方針を定めました。この脆弱性評価とは、大規模自然災害等に対して、国土利用等の現状や被害を回避するために実施している対策のどこに弱点・問題点があるかを明らかにするための、分析・課題抽出です。

人命の保護等の目標を明確化したうえで、大規模自然災害等による「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、脆弱性評価を通して最悪の事態に至らないために平時から取り組むべき施策を明らかにしていくのが、国土強靱化地域計画の特徴的なアプローチです。

II 脆弱性評価の枠組み

1 想定するリスク

本市において脅威となる、地震災害や風水害・土砂災害、火山災害、雪害は、いずれも市民の命を危険に陥らせ、市民生活に大きな被害をもたらす恐れがあります。あらゆる大規模自然災害に備えるという国土強靱化の趣旨を踏まえ、本計画では、これらの甚大な被害をもたらす可能性のある大規模自然災害を想定するリスクの対象としました。

2 事前に備えるべき目標

4つの基本目標（第1章参照）の実現に向けたより具体的な目標として、国の基本計画に即し、次の8つの「事前に備えるべき目標」を設定しました。

1	直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能は確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5	経済活動を機能不全に陥らせない
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 「起きてはならない最悪の事態」の設定

前節で設定した8つの事前に備えるべき目標の妨げとなる事態として、想定したリスク及び本市の地域特性を踏まえ、次のとおり28の「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
		1-3	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生
		1-4	暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	基幹及び地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出
		7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失
		8-5	事業用地の確保等が進まず復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野の設定

国土強靱化を推進する施策分野として、次のとおり9つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定しました。

<個別施策分野>

1	行政機能／消防等
2	住宅・都市
3	保健医療・福祉
4	ライフライン・情報通信
5	経済・産業
6	交通・物流
7	農林
8	環境
9	国土保全・土地利用

<横断的分野>

1	リスクコミュニケーション
2	老朽化対策

第5章 脆弱性評価と推進方針

「想定するリスク」、「事前に備えるべき目標」、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定を基に、関連する個別施策を洗い出し、現状・施策の進捗状況の把握と課題を分析して、リスクシナリオごとに取りまとめました。

また、脆弱性評価を踏まえ、リスクシナリオを回避するための施策の推進方針を定めました。推進方針の設定に当たっては、できる限り進捗状況を示す指標を設定しました。

この章では、リスクシナリオごとに脆弱性評価の結果と施策の推進方針を示します。

なお、推進方針に基づき実施する具体的事業（個別事業）については、＜別冊＞にとりまとめました。

【事前に備えるべき目標】 1

直接死を最大限防ぐ

1 - 1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

脆弱性評価

1 住宅・建築物の耐震化

①住宅の耐震化等

本市の住宅の耐震化率は約 77%（平成 25 年住宅・土地統計調査を基にした推計）であり、本市では、「福島市耐震改修促進計画」において住宅の耐震化率 95%（令和 2 年度）を目標に定め、耐震化を推進しています。特に旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震化を促進する必要があり、所有者への啓発や耐震診断、耐震改修への助成を実施しています。また、地震等による被害防止のため、倒壊のおそれのあるブロック塀の撤去についても、費用の一部助成を行っています。

②建築物の耐震化

平成 25 年の耐震改修促進法の改正を受け、本市では、「福島市耐震改修促進計画」において特定用途で一定規模の建築物についても耐震化率 95%（令和 2 年度）を目標に定め、耐震化を推進しています。これらのうち、耐震性の有無が不明な一定規模の建築物で不特定多数の人が利用するもの等については、耐震診断の実施と結果報告が義務付けられたことから、市では、耐震診断へ助成を行うとともに、診断結果を順次公表してきました。診断で耐震性が不十分とされた建築物については、耐震化が努力義務とされており、早期の耐震化を促す必要があります。

③学校施設の耐震化等

学校施設は、子どもたちの学びの場であるとともに、災害時の避難場所等となることから、その安全性の確保は喫緊の課題です。本市は、「福島市小中学校等施設耐震化推進計画」に基づき耐震化を進めており、平成 30 年度末の耐震化率は 81.4%です。今後は、老朽化が著しく耐震補強工事が困難な施設の改築を計画的に実施し、耐震化を加速化する必要があります。また、トイレ等の老朽化した設備の更新も必要です。

④公立保育所・認定こども園の耐震化等

本市では 14 の公立保育所・認定こども園を運営しており、就学前の子どもたちの安全性の確保は重要な課題です。耐震性が不足する建物については耐震改修工事を行い、すべての施設で耐震基準に適合しています。しかし、大部分の施設は昭和 40 年代から 50 年代に整備されたもので、老朽化が進んでいます。待機児童数や幼児教育・保育無償化に伴う保育ニーズの変化、少子化等を踏まえた適正な規模と配置を検討のうえ、施設の計画的な整備を図る必要があります。

⑤社会福祉施設等の耐震化等

社会福祉施設等は、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者等が多く利用していることや、二次的福祉避難所としての役割もあることから、利用者や避難者の安全・安心のため、建物の耐震性の確保や老朽化対策等が必要です。本市では、耐震改修や非常用自家発電設備の設置等を実施する事業者に対して整備費用の一部を助成しています。

推進方針

1 住宅・建築物の耐震化**①住宅の耐震化等**

【都市政策部】

住宅の耐震化率 95%（令和 2 年度）の達成に向け、引き続き耐震診断の実施、耐震改修費用の一部助成を行い、旧耐震基準の木造住宅の耐震化を促進します。また、倒壊のおそれのあるブロック塀の撤去費用への助成についても継続し、地震による事故発生の未然防止に努めます。

指標名	現状値	目標値
住宅の耐震化率	77% (H27)	95% (R2)

②建築物の耐震化

【都市政策部】

耐震診断の実施と結果報告が義務化された民間建築物について、耐震改修設計及び耐震改修工事への助成を行い、建築物の耐震化を促進します。

③学校施設の耐震化等

【教育委員会】

学校施設の耐震補強工事や、老朽化が著しいため耐震補強工事が困難な施設の改築を計画的に実施し、すべての学校施設の耐震化を目指します。また、トイレの洋式化等の設備更新を進め、学びの場・災害時の避難場所等としての環境を整備します。

指標名	現状値	目標値
学校トイレの洋式化	38.8% (H30)	80.0% (R3)

④公立保育所・認定こども園の耐震化等

【こども未来部】

公立保育所・認定こども園の多くが老朽化していることから、福島市こども・子育て支援事業計画等との整合性を確保しながら、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、計画的な施設整備を図ります。

⑤社会福祉施設等の耐震化等

【健康福祉部】

事業者による施設の耐震改修、倒壊の危険性があるブロック塀の改修、非常用自家発電設備や給水設備の整備等への助成を引き続き実施し、社会福祉施設等の防災・減災対策を促進します。

⑥市営住宅の耐震化等（長寿命化）

本市が管理する 56 団地 4,193 戸の市営住宅の 8 割以上が築 30 年以上で、建物の老朽化が進んでいます。予防保全的な観点から躯体と設備の安全性の向上を図る必要があり、「福島市住宅マスタープラン」に基づき、耐震改修等による市営住宅の長寿命化に取り組んでいます。また、建替についても、団地の統廃合を検討のうえ、計画的に進める必要があります。

⑦庁舎等の耐震化等

大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害対策本部が設置される市役所本庁や災害対策現地本部が設置される支所等(16支所1出張所)について、耐震性の確保や災害対応のための設備を充実する必要があります。

- 平成 23 年 1 月に開庁した本庁（東棟）は、免震構造で非常用自家発電設備を有しています。
- 支所は、築 30 年を超えているものが 4 支所あり、そのうち 1 つが耐震基準を満たしていない状況です。また、5 支所が浸水想定区域内に立地しています。非常用自家発電設備については、平成 17 年以降に学習センターと合築で改築した 2 支所に配備されています。

⑧学習センター等の耐震化等

本市では、16 館 6 分館の学習センターのほか立子山自然の家やこむこむ館等の社会教育施設を設置しています。多くの市民が利用するとともに、そのほとんどが大規模災害時には避難所となることから、施設の安全性の確保が重要です。現在、計画的に改築等を進めているものの、約半数が築 30 年以上経過している中で一部、耐震性が不足している施設もあるほか、多くの施設で老朽化が進んでいる状況です。

2 宅地の耐震化（大規模盛土造成地の滑動崩落対策）

- 東日本大震災等では大規模な造成宅地において滑動崩落が発生して大きな被害が生じたことから、国において全国の大規模盛土造成地の有無を調査し、令和元年度末の公表に向けてマップの作成が進められています。本市においては約 100 箇所の対象箇所があり、それらの安全性の確認（変動予測調査）を行う必要があります。また、危険性が高い箇所があれば滑動崩落防止工事等の対策を進める必要がありますが、住民負担を伴う膨大な事業費がかかることから、その調整が課題となってきます。

3 空き家対策の推進

- 本市の空き家率は 12.1%（平成 30 年住宅・土地統計調査）で平成 25 年と同率ですが、管理不全の空き家が点在しており、地震による倒壊での負傷、避難路の遮断、火災発生の危険があります。また、管理者が不明で除却が進まないなど、復旧・復興の妨げとなるおそれがあります。「福島市空き家等対策計画」（平成 29 年 3 月策定）に基づき、空き家の発生を予防するとともに、管理不全の空き家について適切な対策を行う必要があります。

推進方針

⑥市営住宅の耐震化等（長寿命化）

【都市政策部】

市営住宅の長期的な安全性と快適性を確保するため、「福島市住宅マスタープラン」に基づき、耐震改修や外壁改修、給排水設備の改修等による既存ストックの有効活用、また、団地の統廃合と建替を効率的・計画的に進めます。

⑦庁舎等の耐震化等

【財務部】

災害時において市役所・支所の機能を確保するため、支所の長寿命化などの老朽化対策や改築を計画的に進めます。また、その際に各地区の状況に応じて災害対応に関する設備設置を推進します。

⑧学習センター等の耐震化等

【教育委員会】

学習センター等の約半数が築 30 年以上経過して老朽化が進んでいることから、既存施設の長寿命化を図るとともに改築を計画的に進め、安全性の向上を図ります。

2 宅地の耐震化（大規模盛土造成地の滑動崩落対策）

【都市政策部】

- 本市における約 100 箇所の大規模盛土造成地の安全性の確認（変動予測調査）を行います。また、危険性が高いと判断された箇所については、住民の理解を深め、合意形成をもとに対策工事を実施し、宅地の耐震化を推進します。

3 空き家対策の推進

【都市政策部】

- 「福島市空き家等対策計画」に基づき、空き家の発生の予防、関係団体と連携した空き家の実態の把握を行います。管理不全の空き家については、所有者に適正な管理を依頼するとともに、著しく危険な空き家等については、行政処分等の必要な措置を段階的に講じ、生活環境の安全性を確保します。

4 災害に強い市街地の形成

① 中心市街地の再開発等の推進

不特定多数の人が集まる中心市街地には、老朽化した耐震性の不足する建築物や公益施設が点在し、古い木造建築物が密集したエリアがみられます。市街地再開発事業等により、耐震性および不燃空間の確保と住環境の改善を図り、より安全な中心市街地を形成する必要があります。

② 公園・広場等の整備と安全対策（長寿命化）

市街地における公園・広場等は、災害時の緊急避難場所や火災の延焼防止の機能を持つことから、計画的に配置する必要があります。また、老朽化した公園施設も多いことから、計画的な維持管理と更新・改築を行い、安全性を確保する必要があります。

③ 都市計画道路の整備

都市を不燃化し、都市構造の防災性を高めるため、緊急輸送路のみならず延焼遮断帯としての機能をもつ都市計画道路の整備を進める必要があります。

5 火災予防の推進

- 大規模な地震により同時多発的に火災が発生する恐れがあることから、平時より火災予防を推進する必要があります。

6 消防水利の整備

- 本市には 678 基の防火水槽と 3,638 基の消火栓が設置（平成 30 年度末）されており、市街地・準市街地の住宅密集地における消防水利の設置率は 86.0%です。消防水利の不足する地域を解消する必要があります。消火栓等の整備を進めています。

推進方針

4 災害に強い市街地の形成**① 中心市街地の再開発等の推進**

【都市政策部】

中心市街地における建築物や公益施設の耐震・不燃化を促進するとともに、多様で高度な都市機能を集積するため、公共施設の再編と併せた官民連携による市街地再開発事業を進めます。

② 公園・広場の整備と安全対策（長寿命化）

【都市政策部】

- 中心市街地にレクリエーション機能とともに緊急避難場所等の防災機能を併せ持つ広場を整備し、災害時の安全性向上を図ります。
- 都市機能の安全性向上を図るため、「福島市公園施設長寿命化計画」に基づく施設の更新・改築と適切な維持管理に努めます。

指標名	現状値	目標値
公園施設長寿命化の計画着手率	14.6% (R1)	43.8% (R6)

③ 都市計画道路の整備

【建設部】

都市を不燃化し、都市構造の防災性を高めるため、延焼遮断帯となる都市計画道路の整備を推進します。

5 火災予防の推進

【消防本部】

- 市民の防火意識を高め、火災予防を推進するため、住宅用火災警報器の設置促進や市政だより・チラシ・ポスター等による啓発、予防査察及び違反是正の強化に努めます。

6 消防水利の整備

【消防本部】

- 消防水利の不足する地域において消火栓や防火水槽の計画的な整備を進め、消防水利の充実を図ります。

【事前に備えるべき目標】 1

直接死を最大限防ぐ

1-2 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

脆弱性評価

1 河川の改修の推進・維持管理の強化等

- 本市には、国・県管理の一級河川が 36 河川（延長 263.2km）、市が管理する準用河川が 6 河川（延長 13.6km）及び普通河川が 104 河川（延長 196.6km）あります。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発しており、令和元年台風第 19 号による大雨では濁川が破堤するなどして、600 件を超える床上浸水等の大きな被害が発生しました。気象変動の影響への適応という観点も加えて、国・県と連携して計画的に河川の改修を行う必要があります。併せて、土砂浚渫や河道掘削等による維持管理の強化も急務となっています。
- 近年の局地的大雨や短時間豪雨で度々浸水被害が発生している箇所については、長期的な対策を進める一方で、貯留施設の設置等の短期的に実施できる対策も講じる必要があります。
- 周辺住民に的確な避難情報を発信するため、令和元年台風第 19 号で破堤した濁川等における阿武隈川のバックウォーターの影響状況をリアルタイムで把握する必要があります。

2 内水浸水対策の推進

- 雨水管渠は約 2,716ha（全体計画面積の約 43%）で整備済みですが、地形条件等により、豪雨の際に雨水を排水しきれず、局所的な浸水が発生しています。浸水被害の発生のおそれが高い地区を中心に雨水管渠の整備を進め、河川改修や道路排水整備等と連携しながら、総合的な雨水対策を推進する必要があります。
- 本市では、既往最大級の降雨の際に内水浸水が想定される区域等を示す内水ハザードマップの作成を進めています。

3 洪水ハザードマップの活用

- 洪水が発生した場合に住民の自ら命を守るための行動を促すため、想定される浸水地域や浸水深を示した洪水ハザードマップを平成 30 年度に更新し、市内の全戸・全事業者に配布しました。また、ハザードマップの活用方法について町内会や学校等で出前講座を実施したり、浸水想定地域に浸水深や避難方向等を示した標識の設置を進めており、洪水ハザードマップの住民への浸透を図っています。
- 洪水ハザードマップの浸水想定区域を考慮し、地域特性に応じた都市居住の安全性の向上を図る立地適正化計画が求められています。

推進方針

1 河川の改修・維持管理等

【建設部】

- 河川の氾濫等による浸水被害を防止・被害軽減するため、令和元年台風第19号で被害のあった濁川、大森川、八反田川等をはじめとする国・県が管理する河川の早期の改修と維持管理の強化を強く要請します。
- 市が管理する河川について、氾濫の危険性等の高いものから計画的な改修を進めるとともに、年次計画を前倒して土砂浚渫や河道掘削を実施し、雨水流下能力を確保します。

指標名	現状値	目標値
市管理河川（110河川）の河道掘削／土砂浚渫の実施済数	未着手（H30）	110河川（R6）

- 浸水被害が多発している祓川（森合地区）について、引き続き水位の24時間体制のモニタリングを行うとともに、短時間豪雨等による水位上昇を抑えるため、一時貯留施設を設置します。
- 濁川等の阿武隈川のバックウォーターの影響が及ぶ区間への危機管理型水位計・カメラの設置を県に要請するとともに、それらの活用により国・県と連携して各河川の避難判断水位を設定し、周辺住民への確かな避難情報を発信します。

2 内水浸水対策の推進

【都市政策部】

- 市街地における雨水浸水被害を防ぐため、被害発生の恐れが高い地区を重点的に、雨水管渠の計画的な整備を進めます。また、既存の雨水排水施設の強化やポンプ場の改修を実施します。
- 局所的な浸水が頻発している森合地区については、浸水対策の強化に向け、雨水流出抑制施設の設置を検討します。
- 内水の浸水に対して住民が適切な避難行動をとれるよう、内水浸水想定区域と避難方法等に関する内水ハザードマップを令和元年度に作成し、令和2年度に全戸に配布します。

3 洪水ハザードマップの活用

【建設部】【都市政策部】

- 洪水発生時の住民の主体的な避難行動を促進するため、引き続き防災ウェブでの掲載や出前講座により洪水ハザードマップの周知と浸透を図ります。また、生活する地域の浸水の危険性を実感できるよう、洪水の浸水深や避難行動に関する情報を示す標識を設置する「まるごとまちごとハザードマップ」の整備を進めます。

指標名	現状値	目標値
浸水深等標識（約440箇所）の設置率	未着手（H30）	100%（R5）

- 立地適正化計画について、洪水ハザードマップの浸水想定区域を考慮し居住推奨区域の見直しを進めます。

4 ため池の決壊等による被害の防止

- 平成 30 年 7 月の西日本豪雨で多くのため池で決壊等の被害が発生したことを踏まえ、国により、防災重点ため池の選定基準が見直され、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（令和元年 7 月）が制定されました。本市において旧基準で 1 箇所だった該当ため池は、新基準で 38 箇所となり、そのすべてについてハザードマップを作成し、浸水想定区域の周辺住民へ周知していく必要があります。また、危険性の高いため池の把握と計画的な改修を進める必要があります。

5 防災ダムの維持管理・老朽化対策

- 県有施設で本市が維持管理を受託している大笹生ダムは、八反田川源流部に位置し、下流域の防災に資しています。築造から 50 年以上が経過しており、施設設備が老朽化し、主要な管理用機器が更新時期を迎えています。また、土砂の堆積により洪水調節機能が低下しており、その機能回復等、ダム下流域への危険防止対策が必要になっています。県により、年次計画による施設設備の補修工事等が進められています。

6 摺上川ダムの洪水調節機能等の充実

- 国が管理する摺上川ダム(平成 17 年 9 月完成)は、大雨が降った場合に水を貯めて水量を調節し、摺上川流域及び阿武隈川中下流域の洪水を軽減する治水機能を有しています。気候変動の影響等により懸念されるダムの洪水調節機能を上回る異常洪水の発生に備え、ダム管理者による効果的なダムの操作、関係機関が連携した防災情報の共有や住民への周知を充実させる必要があります。

推進方針

4 ため池の決壊等による被害の防止

【農政部】

- 緊急時の迅速な避難行動を促すため、新基準により該当するすべての防災重点ため池のハザードマップを作成し、決壊した場合の浸水想定区域等について周辺住民へ周知します。また、防災重点ため池の耐震性調査を実施し、老朽・危険ため池の改修を計画的に進めます。

指標名	現状値	目標値
防災重点ため池 38 箇所のハザードマップ作成済箇所数	1 箇所 (H30)	38 箇所 (R2)
防災重点ため池 38 箇所の耐震性調査済箇所数	7 箇所 (H30)	38 箇所 (R2)

5 防災ダムの維持管理・老朽化対策

【農政部】

- ダム下流域の防災・減災のため、県より受託している大笹生ダムの適切な維持管理を継続するとともに、構造物の補修、水管理制御設備改修、排砂、水位計更新等の県による老朽化対策工事の着実な実施を促進します。

6 摺上川ダムの洪水調節機能等の充実

【建設部】

- ダム下流域の防災・減災のため、摺上川ダム管理協議会の活動等を通じて、摺上川ダムの適切な維持管理・更新や、洪水貯留準備操作（事前放流）による洪水調節機能の強化など、国の取組を促進します。
- 豪雨等の緊急時におけるダム管理者（国）・河川管理者（県）・本市との情報共有や住民への情報提供について、より有効に行われるよう関係機関の連携体制を強化します。

水害対策パッケージ

本市は、近年頻発する局地的豪雨や令和元年台風第 19 号による被害を受けて、「水害対策パッケージ」を策定しました。

水害に強いまちづくりを目指し、浸水被害の発生と拡大防止に重点的に取り組みます。

1 減災・水防対策の推進

① 市民全体への正確かつ迅速な情報伝達等

- ・ 防災情報配信システムの強化検討
同報系防災行政無線導入検討（屋外スピーカー設置、福祉施設等への戸別受信機配布等）
- ・ 危機管理型水位計等の活用による国、県と連携した各河川の避難判断水位の設定・見直し
- ・ 内水ハザードマップの作成

② 水防体制の強化

- ・ 地区防災計画（災害時要援護者の避難誘導含む）策定推進
- ・ 要配慮者利用施設の避難確保計画の策定推進
- ・ 水防団員の確保
- ・ 内水排除作業マニュアルの整備、講習会の実施

③ 水防意識の向上

- ・ 防災訓練や講話による「自助」意識付けの推進
- ・ ハザードマップの地区説明会による住民周知



2 土地利用対策の推進

① 立地適正化計画との連携

- ・ 居住推奨区域の見直し

② 土地の適正な維持管理による防災機能の向上

- ・ 農用地、森林の整備と適正な維持管理

推進方針

3 治水対策の推進**① 河川・下水道の整備促進**

- ・浸水多発地区の対策（祓川、森合ガード等）

② 国・県管理河川と連携した整備・維持管理

- ・緊急自然災害防止対策事業を活用した整備（河川・農業用水路改修、河道掘削）
- ・維持管理の強化（土砂撤去・樹木伐採等）

③ 既存ストックの改良活用

- ・雨水排水施設等のネットワーク化、分散化等
- ・既設ポンプ場改修

④ 樋管等の改修検討**⑤ 水門管理体制の強化**

河道掘削



樹木伐採・河道掘削

**4 流域対策の推進****① 一時貯留施設の設置**

- ・緊急自然災害防止対策事業を活用した整備

② 貯留施設と浸透施設の設置検討

- ・公共施設、民間施設、一般住宅への設置

③ 開発行為等における貯留施設の設置**④ 総合的な雨水対策計画の策定**

【事前に備えるべき目標】 1

直接死を最大限防ぐ

1 - 3 大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生

脆弱性評価

1 火山噴火に対する警戒避難体制の整備

- 気象庁による常時観測・監視が行われている吾妻山、安達太良山については、登山者や観光客の安全確保が必要であり、それぞれの火山防災協議会を設置し、国・県、関係市町村、観光団体等が一体となり警戒避難体制を検討しています。また、噴火に伴う大規模な融雪による火山泥流が市街地に流下するおそれもあることから、火山防災マップを更新し、市民に周知を図る必要があります。

2 土砂災害防止対策の推進

- 本市には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき県により指定された土砂災害警戒区域が 201 箇所あり、市は地域住民と協働で避難経路等を検討し、土砂災害ハザードマップを更新・配布しています。マップを活用して、土砂災害のおそれのある区域を周知し、住民が適切な避難行動をとれるよう継続した取り組みが必要です。
- 阿武隈川水系の荒川・松川・須川流域で、土砂・流木による被害を防ぐための砂防堰堤等の整備が国により進められています。また、急傾斜地への擁壁設置など、危険箇所への対策工事が県により進められています。

3 森林の多面的機能の保全

- 林業の衰退により森林の整備が行き届かず、水源涵養や山地災害防止等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されています。一方で、多くの森林は戦後に造成した人工林が利用期を迎えており、森林資源を循環利用し、健全な森林を保全する必要があります。
- 山地における斜面の崩落等による被害を防止するためには、危険な山腹斜面の安定化や砂防ダム等の整備を進める必要があります。
- 持続可能な林業経営の実現と治山効果の向上のため、林内の木材輸送を効率的に行うための林内路網の計画的な整備が必要です。

推進方針

1 火山噴火に対する警戒避難体制の整備

【総務部】

- 吾妻山、安達太良山の各火山防災協議会の取り組みを通じ、国・県、関係市町村、観光団体等が一体となり登山者や観光客の警戒避難体制の整備を推進していきます。また、降灰袋の計画的な配備や、火山防災マップの更新と配付・活用により火山災害のリスクと避難行動についての地域住民への周知を進め、火山災害に対する安全対策の強化を図ります。

2 土砂災害防止対策の推進

【建設部】

- 土砂災害の危険が高まった場合に住民が適切に避難行動をとれるよう、土砂災害警戒区域を含む地区住民に対し、土砂災害ハザードマップを活用した出前講座等を実施し、危険個所の周知と土砂災害への意識の高揚を図ります。
- 土砂災害の被害を防止するための砂防堰堤等のハード整備について、影響度や危険度の高いものから早期に対策を実施するよう、国・県にはたらきかけ、事業の促進を図ります。また、砂防関係施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、老朽化した施設等の更新についても取り組みの強化を促します。

3 森林の多面的機能の保全

【農政部】

- 森林の循環的利用・林業の活性化により、多面的機能を有する森林を保全するため、林業の作業効率・生産能力の向上に必要な機械の導入を支援します。
- 山地災害の防止のため、治山事業を促進するとともに、大雨等で荒廃した斜面等の安定化・再度災害防止を推進します。
- 森林整備の基盤として、林内の木材輸送を効率的に行うための林業専用道路の整備を推進します。

【事前に備えるべき目標】 1

直接死を最大限防ぐ

1 - 4 暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生

脆弱性評価

1 道路の除雪体制の強化

- 平成 26 年 2 月の大雪では、立ち往生したトラックにより国道 4 号が数日間にわたって通行止めになり、市内の道路交通が麻痺しました。こうした事態を防ぐためには、国道・県道の管理者と連携した計画的な除雪の体制を整える必要があります。
- 大雪時に、災害対策基本法（平成 26 年 11 月改正）に基づく緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策が実施される場合にも、道路管理者間で連携して対応し、大規模な車両滞留や長期間の通行止めを回避する必要があります。
- 本市では、管理する市道のうち、緊急輸送道路、幹線道路、バス路線、国・県道連絡路線から優先して、維持補修センター（直営）と各地元委託業者とでエリア分けして除雪を行いますが、大雪時には降雪が少ない地区から多い地区へ応援するなど機動的な対応を行う必要があります。令和元年度より、出動基準の路上積雪深の目安を 15cm から 10cm に下げて初動を早めるとともに、市内を 4 ブロックに分けてブロックごとの積雪状況による大雪時の応援体制を構築しました。

2 路面の凍結防止対策

- 坂道等での路面凍結による事故を防ぐため、危険個所に凍結防止剤を散布する必要があります。本市では、市役所本庁や支所に凍結防止剤を常備し、町内会等と協働して凍結防止剤を散布するほか、特に事故が多い箇所には凍結防止剤の自動散布装置を設置しています。

3 地域住民と連携した通学路等の除雪の推進

- 通学路や歩道の除雪は、地域住民の連携により効率的に行われるよう、地域団体へ小型除雪機の貸出しを行っていますが、台数が限られているため貸出し制度の見直しが必要です。

推進方針

1 道路の除雪体制の強化

【建設部】

- 大雪時においても市内の主要道路の交通輸送を確保するため、国・県と積雪情報を共有するほか、国道・県道と近接する市道の除雪業者を統一するなど、効率的な除雪のための連携を強化します。また、国が国道4号を通行止めにして集中的に除雪を行う場合には、道路利用者や沿線住民等に適時適切な情報提供を行うための連絡体制を構築します。
- 災害対策基本法に基づく放置車両対策の指示等への対応など、国・県と連携し、大規模な車両滞留や長期間の通行止めの回避に努めます。
- 初動の早期化とブロック分けしての応援による令和元年度からの市道の除雪体制について、実施状況を検証しながら、その改善に努めます。
- 市所有の除雪用機械を計画的に更新するとともに、除雪業務を受託可能な業者を募集し、除雪能力を維持・強化します。

2 路面の凍結防止対策

【建設部】

- 引き続き凍結防止剤の官民協働による散布や凍結防止剤自動散布装置の設置により、坂道等の路面凍結による事故を防止します。

3 地域住民と連携した通学路等の除雪の推進

【建設部】

- 貸出し用の小型除雪機の配置を増やし、地域住民による組織的な通学路や歩道の除雪への支援を強化します。

【事前に備えるべき目標】 1

直接死を最大限防ぐ

1 - 5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

脆弱性評価

1 住民への情報伝達手段の充実

- 本市では緊急性の高い災害情報の住民への伝達を、災害情報共有システム（L アラート）の活用や「災害に強い情報連携システム」により、テレビ、市ホームページ、エリアメール、登録制メール、コミュニティ FM などの多様な情報発信手段で行っています。しかし、パソコンや携帯電話を持たない高齢者世帯や登下校中の児童・生徒等に対する情報伝達手段の確保が課題となっており、的確かつ迅速な情報伝達手段の構築・多重化に向け、住民、有識者等と一体となり検討を行っています。

2 避難誘導體制の整備

①避難場所・避難所の標識の設置

災害時の住民の適切な避難を誘導するため、災害対策基本法（平成 25 年 6 月改正）に適合した災害種別の表示や多言語表示の標識を設置する必要があります。本市には現在 199 箇所の指定避難場所・避難所があり、平成 27 年度から年次計画により標識設置を進めているところです。

②避難行動要支援者対策の推進

災害時に自ら避難することが困難な人の安全を確保するため、「福島市災害時要援護者支援プラン全体計画」に基づき、要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とした、情報伝達体制と避難行動支援の体制の構築を進めています。しかしながら、地域の支援者の登録や一人ひとりの具体的な避難の計画（個別計画）の作成が進まない状況にあり、地域の助け合いの取り組みを促進する必要があります。

③外国人を含む来街者の避難誘導

観光客をはじめとする地理的に不慣れな来街者や外国人が、発災時に適切に避難行動できるよう、多言語化・ピクトグラム表示の避難所等の標識設置を進めています。また、外国人が利用する飲食店や旅館・ホテル等による避難誘導が重要となることから、立ち入り検査や防災訓練等の際に外国人の避難誘導方法や防災マップの常備等について指導しています。

推進方針

1 住民への情報伝達手段の充実

【総務部】【消防本部】

- パソコンや携帯電話を持たない住民に対しても迅速に災害情報を伝達するため、屋外スピーカーや戸別受信機で一斉に通報する同報系の防災情報伝達システム（防災行政無線）を整備し、エリアメールや登録制メール等の発信と併せて情報伝達手段の多重化を図ります。

指標名	現状値	目標値
同報系防災行政無線の屋外スピーカー（15～20箇所）の設置率	未着手（R1）	100%（R2）
同報系防災行政無線の戸別受信機（4,000～4,500箇所）の設置率	未着手（R1）	100%（R2）

- 自主防災組織や町内会への訓練指導等の機会をとらえて登録制メールについて普及を図ります。
- 避難指示等が出されたエリアの高齢者等に対して、消防団により直接情報伝達する体制について検討を進めます。

2 避難誘導體制の整備

① 避難場所・避難所の標識の設置

【総務部】

平成27年度から進めている指定避難場所・避難所への標識設置を、年次計画により令和3年度の完成を目指します。また、標識の設置と併せて防災講話等を実施することにより、標識の表示内容の周知や地域の特性に合わせた避難経路の確立を図り、住民の適切な避難を誘導します。

指標名	現状値	目標値
指定避難場所・避難所（199箇所）の誘導標識設置率	36.4%（H30）	100.0%（R3）

② 避難行動要支援者対策の推進

【健康福祉部】

要援護者への情報伝達と避難行動の支援のため、各地域における町内会や自主防災組織等と連携した共助の体制づくりを目指し、地区防災計画の作成を促進します。

③ 外国人を含む来街者の避難誘導

【総務部】【消防本部】

- 地理的に不慣れな来街者の避難誘導のため、多言語化・ピクトグラム表示の標識を令和3年度までにすべての指定避難場所・避難所に設置します。
- 立入検査や防災訓練の指導等の機会をとらえて飲食店や旅館・ホテル等に対して外国人の避難誘導方法や防災マップの常備等について周知を徹底します。

3 避難所等の充実

① 指定避難場所・避難所の確保

本市では、想定される災害の状況や地区の人口等を勘案して、市内に157箇所の緊急避難場所と173箇所の避難所を指定しています。災害発生時の実際の避難状況や人口の分布・公共施設の配置などの変化を踏まえた見直しを行いながら、地区ごとに安全に少ない負担で避難できる避難所等を確保する必要があります。

② 福祉避難所の確保

災害時に支援が必要な障がい者や高齢者等の安全な避難場所として保健福祉センター等を（一次的）福祉避難所とするとともに、特別養護老人ホーム等と協定を結び、要介護者の避難状況等に応じて二次的福祉避難所を開設できる体制を整えています。しかしながら、支援を要しない方も福祉避難所に多数避難してくる状況があり、機能の明確化と住民への周知が必要な状況です。

4 避難路等の道路環境の整備

- 夜間や徒歩での移動を含めて安全に避難できるよう、避難路等の安全性を確保する必要があります。多くが避難所等となる小学校の通学路については、関係機関が合同で危険個所の点検を実施し、必要な安全対策を実施しています。生活道路や未就学児の移動経路等についても、避難路としての使用も想定し安全対策を進める必要があります。

5 施設等における避難計画の作成等

① 幼稚園・保育所等における避難計画の作成等

幼稚園・保育所等に通う子どもたちの安全を確保するためには、想定される災害に応じた対応についての具体的計画の作成や防災訓練の実施が重要であり、施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等に規定されているところです。訪問指導等を通じて各施設における確実な実施を促進しています。

② 学校における防災教育の推進

児童・生徒が自らの命を守れるよう、すべての小中学校において防災教育を社会科や保健体育科等の指導計画に位置付けて実施しています。また、防災計画、防災マニュアルを適宜改善し、防災訓練を実施しており、これらの取組を継続する必要があります。

推進方針

3 避難所等の充実**①指定避難場所・避難所の確保**

【総務部】

- 想定される災害の状況や地区の人口の状況を勘案して引き続き地区ごとに住民が安全に少ない負担で避難できる指定避難場所・避難所を確保します。
- 中心市街地において再編整備する公共施設等については、避難所としての役割などについて検討し、当該施設が有すべき防災上必要な機能を確保します。

②福祉避難所の確保

【健康福祉部】

- 要支援者の安全を確保する福祉避難所として機能するため、対象とすべき方を明確にし、住民の理解を得るよう周知します。
- 二次的福祉避難所として協定を結ぶ福祉施設と定期的な打合せを行い、一次的福祉避難所では十分な対応ができない要介護者等の円滑な受入体制を整えます。

4 避難路等の道路環境の整備

【建設部】

- 道路管理者、学校、警察等の関係機関が合同で危険個所の点検を行い、カラー舗装化や外側線の新設などにより、避難路ともなる通学路等の安全対策を推進します。また、生活道路や未就学児の移動経路等についても、避難路としての使用も想定して安全対策を進めます。
- 避難路となる主要な道路の整備にあたっては、歩道・自転車通行レーン等の設置により、多様な利用者が共存できる道路空間を形成し、安全な道路環境の創出に努めます。

5 施設等における避難計画の作成等**①幼稚園・保育所等における避難計画の作成等**

【こども未来部】

- 公立の幼稚園・保育所等においては、避難計画をより実効性のあるものにするため見直しを行いながら、災害時に備えて防災訓練等を繰り返し実施します。
- 私立の幼稚園・保育所等に対しては、計画作成等に有意義な情報の提供等を適宜行うとともに、訪問指導等を通じた確認を継続します。

②学校における防災教育の推進

【教育委員会】

各学校の立地条件に対応した各種災害を想定し、幅広い視点からの見直しにより防災計画・防災マニュアルを実効性のあるものにするとともに、児童・生徒が自分の命を守るための正しい知識を持ち、自ら考え、適切に判断し、行動する力を育む防災教育を推進します。

指標名	現状値	目標値
市立小・中・特別支援学校における防災教育に係る授業（避難訓練を除く）の実施率	100% (H30)	100% (R2以降)
市立小・中・特別支援学校における災害対応行動マニュアル（地震・洪水等）の策定率	100% (H30)	100% (R2以降)

③病院等における避難計画の作成等

水防法及び土砂災害防止法の改正（平成 29 年 6 月）により、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の病院等の医療施設における避難計画の作成、避難訓練の実施が義務となりました。洪水ハザードマップの更新（平成 30 年度）により対象となる医療施設が増えており、未作成の施設に対して助言等の支援を行い、避難計画の作成を促進する必要があります。

④福祉施設における避難計画の作成等

福祉関係施設・事業所等においては、関係条例等により、災害の態様に応じた避難計画を作成し、定期的な避難訓練を行わなければならないとされています。また、水防法と土砂災害防止法の改正（平成 29 年 6 月）により、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の施設の避難計画の作成と避難訓練の実施が義務となりました。本市では、監査・実地指導の際に計画作成や訓練実施の状況の確認を行っています。避難経路や避難先について、より具体的で実効性のある計画の作成が必要です。

6 地域防災力の向上

災害による被害を軽減するためには、防災に関わる機関による「公助」の取り組みとともに、一人ひとりが自分の身を守る「自助」の取り組みと地域の協力による「共助」の取り組みを促進し、その連携により地域防災力を高めることが重要です。

①防災知識の普及と防災意識の高揚

防災講話や地域の防災活動におけるリーダーとして活躍が期待される防災士の養成を行うとともに、市民参加による総合防災訓練、地域住民が主体となった地域防災訓練を繰り返し実施し、防災知識の普及と防災意識の高揚を図る必要があります。

②自主防災組織等の活性化

本市ではほとんどの町内会で自主防災組織が結成されていますが、災害発生時に効果的な活動ができるよう、日頃から各種訓練等を行い、地域の実情に応じた適切な組織体制を構築することが必要です。また、事業所等においても組織的な防災活動が行われ、従業員や利用者の安全が図られるほか、周辺地域の自主防災組織と協力した活動が行われることが必要です。

③地区防災計画の策定の促進

災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月）により、地区住民による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設されたことを踏まえ、自主防災組織等によるこれまでの地域の取り組みを活かしながら、地区の特性に応じた計画の策定を促進する必要があります。令和元年度はモデル地区として下川崎地区における地区防災計画の策定を支援しています。

推進方針

③病院等における避難計画の作成等

【健康福祉部】

浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の医療施設に対して、助言等の支援を行い、避難計画の作成を促進します。

④福祉施設における避難計画の作成等

【健康福祉部】

福祉関係施設・事業所等に対して、避難計画の作成や避難訓練の実施について確認・指導を引き続き行います。また、特に浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の施設については、令和元年台風第19号の際の状況を踏まえて、より迅速な避難が行われるよう、具体的かつ実効性のある避難計画の作成を促進します。

6 地域防災力の向上

地域防災力を向上するため、防災関係機関による「公助」の取り組みを強化するとともに、一人ひとりが自分の身を守る「自助」の取り組みと地域の協力による「共助」の取り組みを促進します。

①防災知識の普及と防災意識の高揚

【総務部】

- 防災講話の実施により防災についての知識の普及と意識の高揚を図ります。
- 防災士の養成講座の開催やフォローアップ研修を実施し、地域における防災活動の中心的な担い手を養成します。
- 関係機関が連携した総合防災訓練を市民参加により実施するとともに、地域住民が主体となった地区防災訓練を実施します。

②自主防災組織等の活性化

【総務部】【消防本部】

町内会や事業所において、初期消火や避難誘導、負傷者の救出など、災害発生時に組織的かつ効果的な活動ができるよう、自主防災組織等による各種訓練の指導等を行い、地域の実情に応じた適切な組織体制や地域内の協力体制の構築を促進します。

③地区防災計画の策定の促進

【総務部】

災害時の避難の呼びかけ、要援護者の避難行動の支援、倒壊した建物からの救出、避難所の運営など大規模な災害ほど地域における助け合いが重要となることから、地域コミュニティが主体となった地区防災計画の策定を促進します。モデル地区における策定状況を踏まえて、他地区における取り組みを支援します。

④消防団の充実・強化

消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在ですが、就業形態や社会情勢の変化、地域の連帯意識の希薄化などにより、団員の減少及び高齢化が進んでいます。そのため、特に若者や女性の消防団加入を促進するとともに、消防団の活動に対する地域や雇用者の理解・支援が得られる環境整備、日中の消火活動等の特定の活動のみを行う機能別団員制度の導入等に取り組み、消防団の充実・強化を図る必要があります。



推進方針

④消防団の充実・強化

【消防本部】

- 大学生と連携して作成した動画の放映・公開等により PR 活動を強化し、特に若者や女性の消防団加入を促進します。
- 消防団の活動に対する地域や事業者の理解・支援が得られる環境の創出を図ります。

指標名	現状値	目標値
消防団協力事業所数	15 件 (R1)	30 件 (R7)
消防団サポート企業数	21 件 (R1)	50 件 (R7)

- 日中の消火活動等の特定の活動や災害時の後方支援等のみを行う機能別団員制度の導入等に取り組みます。

【事前に備えるべき目標】 2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

脆弱性評価

1 非常用物資の確保

① 備蓄による物資の確保

発災初期は物資の確保や輸送が困難となると予想されることから、被害想定に基づいた備蓄が必要になります。本市では、人口推移と防災アセスメントに基づき、35,000人×1日(3食)の105,000食を目標に備蓄を進めていますが、長期間の供給不足を想定した備蓄体制の検討が必要です。

② 災害時応援協定による物資調達

市による備蓄には限界があるため、食料や、毛布、衣料、燃料等の避難生活上の必需品の供給について市内の取扱業者と災害時応援協定を締結しておりますが、引き続き物資調達の体制を確実なものとしていく必要があります。

③ 住民による備蓄の促進

災害に備えた「自助」の取り組みとして、救援物資が届くまで、または、災害が落ち着くまで生活するのに必要となる物資について、家庭での備蓄を促進する必要があります。

2 食料供給体制の強化

- 被災者への応急的な食料の供給については、市が備蓄する保存食や市内業者からの調達、学校給食センターにおける炊き出しにより行うこととしていますが、学校給食センターが老朽化し、学校給食衛生管理基準への対応を含め、施設の再配置と更新が課題となっています。

3 非常用飲料水の給水拠点の充実

- 非常用飲料水については、給水拠点(受水池・配水池)に本市の総人口の3日分に相当する水量を確保できる計画になっており、市内を5つのブロックに分けて14箇所の給水拠点から給水所に給水車両で運搬する体制を整えています。東日本大震災において給水拠点からの水の輸送に時間を要した経験から、給水拠点の増設を含めて給水体制の充実について検討する必要があります。

4 水道施設の耐震化等(長寿命化)

① 基幹施設・基幹管路の耐震化

安定して水道水を供給するため、「ふくしま水道事業ビジョン」に基づき水道施設の耐震化を進めていますが、基幹施設の受水池・配水池(28施設)のレベル2(震度6強相当)に対する耐震化率は約44%にとどまっています。また、基幹管路(導水管・送水管・配水幹線)の一部に耐震適合性のない管が使用されており、更新が急務となっています。

推進方針

1 非常用物資の確保**①備蓄による物資の確保** 【総務部】

被害想定に基づいた備蓄と備蓄品の更新を進めるとともに、大規模広域災害により長期間の供給不足を想定した備蓄体制について物資の保管場所の確保と併せて検討します。

②災害時応援協定による物資調達 【総務部】

行政のみによる対応の限界を補うものとして、民間事業者等との協力関係構築を推進し、実効性のある災害時の物資調達体制を確保します。

③住民による備蓄の促進 【総務部】【消防本部】

「最低3日分、推奨1週間分」の食料と水など、発災時に当面必要となる物資を家庭で平時から備蓄するよう、市政だよりやハザードマップへの掲載、防災講話等のあらゆる機会をとらえて啓発します。

2 食料供給体制の強化 【教育委員会】

- 安全安心な学校給食を将来にわたり安定的に供給するとともに、災害時においても安定した食料供給ができるよう、老朽化している西部学校給食センターと北部学校給食センターを統廃合し、新しい学校給食センターの整備を進めます。

3 非常用飲料水の給水拠点の充実 【水道局】

- 災害時における非常用飲料水の迅速かつ的確な供給のため、東日本大震災において給水拠点からの輸送に時間を要した状況を分析し、給水拠点の増設の検討や水の運搬の見直しを行い、応急給水体制の充実について検討します。

4 水道施設の耐震化等（長寿命化）**①基幹施設・基幹管路の耐震化** 【水道局】

「ふくしま水道事業ビジョン」に基づき耐震化を推進します。

指標名	現状値	目標値
基幹施設耐震化率（レベル1）	75.2%（H30）	99.2%（R7）
基幹管路耐震適合率（レベル2）	90.5%（H30）	100.0%（R7）

②老朽化した水道管の更新

大規模災害発生時にも断水することなく安定して水道水を供給するため、漏水事故の多い管や布設年度の古い管を耐震性のある管へと優先的に更新し、災害に強い上水道管路網を構築する必要があります。更新需要の長期的な平準化を図る観点も加えて、市内全体で約 1,600km に及ぶ管路を毎年 1% (約 16km) ずつ更新することを目標に老朽管の更新に取り組んでいます。

5 防災拠点となる「道の駅」の整備

- 「道の駅」は容量の大きい駐車場やトイレ、倉庫を有することや地理的に不慣れな道路利用者にも認知度が高いことから、大規模災害時には緊急避難場所等として活用できる機能を持っています。東北中央自動車道の福島大笹生インターチェンジ周辺に整備中の「(仮称) 道の駅ふくしま」について、災害情報の提供、非常用電源設備の確保、食料品や飲料水の備蓄、支援物資の集配など、多面的な防災拠点機能の付加を検討しています。

6 非常用物資の供給ルート確保

①緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化）

大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点をネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが重要です。

- 本市では平成 24 年度から、市道の舗装路面や法面、道路標識、道路照明灯などの道路施設の安全性について総点検を実施しています。
- 市道の点検結果に基づき、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を行っていますが、特に緊急輸送道路（第 2 次確保路線 9 路線、第 3 次確保路線 11 路線）については優先的に実施し、良好な道路状態の維持を図っています。

②道路橋梁の耐震化等（長寿命化）

本市では 1,118 橋の道路橋梁を管理していますが、その多くが架設後 40～50 年経過しており、老朽化対策を進める必要があります。「福島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、緊急輸送道路上の橋梁、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁、幹線道橋、跨線橋等の 77 橋を特に重要橋梁と位置づけ、優先的に耐震化と延命化を図っています。

③無電柱化の推進

地震や強風により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要があります。

- 本市では、防災面だけでなく安全性、快適性、景観への配慮から、福島駅東口周辺の主要な市道において、道路拡幅等と合わせた無電柱化を実施してきました。
- 国においては、直轄国道の緊急輸送道路について道路法第 37 条に基づく新設電柱の占用禁止等の措置を実施し、市中心部の国道 4 号等で無電柱化を進めています。

推進方針

②老朽化した水道管の更新

【水道局】

被災した場合に復旧に時間を要する大口径の基幹管路（延長約 123km）の更新を優先しつつ、年間更新率 1%を目標に老朽管の更新を行い、管路網の耐震化を推進します。

指標名	現状値	目標値
管路の年間更新率	0.47%（H30）	1.00%（R2以降）

5 防災拠点となる「道の駅」の整備

【商工観光部】

- 令和4年春の開駅を目指している「(仮称)道の駅ふくしま」について、道路利用者等の一時避難や道路の規制・被災情報の提供を可能にするとともに、防災倉庫や非常用電源設備の設置により、非常用物資の備蓄・支援物資の集配場所等の機能の付加を検討し、災害時に防災拠点となる「道の駅」を整備します。

6 非常用物資の供給ルートの確保

①緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化）

【建設部】

大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。

- 市道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて緊急輸送道路等の予防保全的な修繕を行います。

②道路橋梁の耐震化等（長寿命化）

【建設部】

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、「福島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、重要橋梁を優先しながら道路橋梁の耐震化と延命化を推進します。実施に当たっては、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化を図ります。

指標名	現状値	目標値
重要橋梁 77 橋の耐震化率	45.5%（H30）	58.0%（R2）

③無電柱化の推進

【建設部】

- 倒壊した電柱等による道路の寸断を防止するため、道路改良事業の実施や新たな手法による低コスト化の状況等を勘案し、緊急輸送道路となっている市道等の無電柱化を検討します。
- 緊急輸送道路のネットワークにおいて主要な軸となる直轄国道の無電柱化を促進します。

【事前に備えるべき目標】 2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-2 長期にわたる孤立集落等の発生

脆弱性評価

1 防災拠点をつなぐ体系的な道路ネットワークの整備

- 大規模災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うため、体系的で代替性が確保された道路ネットワークを整備する必要があります。本市の幹線道路ネットワークにおいては、中心部から放射状に伸びる道路を補完する環状道路と東西幹線道路の整備が主要な課題となっており、国道13号福島西道路（南伸）や太平寺岡部線等の整備が進められています。
- 東北中央自動車道の整備によって本市が高規格幹線道路ネットワークの結節点となることで、広域的なヒトとモノの流れが大きく変化するなか、福島都市圏の道路ネットワークのあり方を国・県・近隣市町村と見直し、それぞれに役割を分担して新たな状況に対応したネットワークの構築を進める必要があります。

2 道路管理者間の連携体制の確保

- 大規模災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、除雪や応急復旧での応援など、相互に協力して対応することが必要です。

推進方針

1 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備

【建設部】

- 国道4号の渋滞解消や災害時の代替機能など大きな効果が期待される国直轄による国道13号福島西道路（南伸）の整備を促進します。
- 太平寺岡部線や曾根田町桜木町線、北沢又・丸子線など、中心部から放射状に伸びる道路を補完する環状道路や東西幹線道路等の整備を推進し、災害時においても円滑な交通が確保される道路ネットワークの構築を図ります。
- 相馬福島道路の整備（国直轄）による高規格幹線道路のネットワーク化を促進します。
- 主要地方道上名倉飯坂伊達線（フルーツライン）や国道115号、鳥川・大笹生線など、インターチェンジへのアクセス道路の改良を進め、高規格幹線道路へのスムーズな接続を確保します。
- 福島都市圏北部の国道4号の渋滞や事故の問題解消に向け、道路ネットワークのあり方や国道13号福島西道路（北伸）の位置づけについて調査検討し、有効な事業の計画の策定を国にはたらきかけます。

2 道路管理者間の連携体制の確保

【建設部】

- 国・県・市の各道路管理者が災害時に相互協力した対応をとれるよう、事前の迂回路の計画や除雪の相互応援等について検討し、連携体制の構築に努めます。

【事前に備えるべき目標】 2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

脆弱性評価

1 消防拠点施設の再整備

- 通信指令システムや無線システムを備え、大規模災害時における消火・救助・救急活動の中核となる消防本部・福島消防署庁舎は築45年以上経過し、耐震性が不足するほか、電気・給排水・衛生設備等の老朽化が進んでいます。庁舎の倒壊等による消防力の致命的な低下を防ぐため、再整備が必要です。

2 常備消防力の強化

- 大規模災害時により効果的な活動ができるよう、各種教育訓練により高度な知識と技術を備えた消防職員を養成し、また、老朽化した消防車両の更新や資機材の配備を進め、消防体制の充実に努める必要があります。

3 救急体制の充実

- 本市の救急業務は10台の救急自動車により実施していますが、災害時に迅速な救急活動を行うため、この体制を維持することで、安定的かつ持続的に提供していく必要があります。
- 県北・相馬地域医療圏におけるメディカルコントロール体制をベースとした医療機関との連携により、更なる救急搬送の円滑な受入体制を構築していく必要があります。

4 消防広域応援体制の推進

- 大規模災害時には消防部隊が不足することが想定されることから、消防組織法に基づき、隣接市町村や消防本部との相互応援協定の締結、福島県消防広域応援協定の締結、緊急消防援助隊により段階的に広域的な応援を要請できる体制を整えています。広域的な応援が迅速に行われるために、福島県総合防災訓練等への参加を通じて、連携体制の強化を図っています。

推進方針

1 消防拠点施設の再整備

【消防本部】

- 消防本部・福島消防署庁舎の被災による消防力の致命的な低下を防ぐため、庁舎を再整備します。再整備にあたっては、通信指令システムや無線システムの更新、ドクターヘリや消防防災ヘリとの災害時の連携を想定した専用ヘリポートの設置等についても検討し、拠点機能の充実を図ります。

2 常備消防力の強化

【消防本部】

- 国・県等の行う教育訓練を受講させるほか、随時実践的な教育訓練を行い、専門的、科学的な知識と技術を備えた消防職員を養成します。
- 消防車両の更新と資機材の配備を計画的に実施し、消防力の強化を図ります。

3 救急体制の充実

【消防本部】

- 救急救命士の養成と高規格救急自動車の更新、資機材の配備を計画的に実施し、救急自動車 10 台による救急体制を維持し、安定的かつ持続的に救急業務を提供します。

指標名	現状値	目標値
救急救命士の人数	56 名 (H31)	66 名以上 (R2 以降)

- 県北・相馬地域医療圏におけるメディカルコントロール体制をベースとした医療機関との連携により、救急搬送の円滑な受入体制を強化します。

4 消防広域応援体制の推進

【消防本部】

- 福島県総合防災訓練等への参加により応援協定の実効性を高め、大規模災害時における消防広域応援体制の推進を図ります。

5 消防団の充実・強化 <再掲>

- 消防団は、地域に密着して住民の安全・安心を守る地域防災の要となる存在ですが、就業形態や社会情勢の変化、地域の連帯意識の希薄化などにより、団員の減少及び高齢化が進んでいます。そのため、特に若者や女性の消防団加入を促進するとともに、消防団の活動に対する地域や雇用の理解・支援が得られる環境整備、日中の消火活動等の特定の活動のみを行う機能別団員制度の導入等に取り組み、消防団の充実・強化を図る必要があります。

6 市民の自主救護能力の向上の推進

- 大規模災害時には同時多発的に救急出動が要請されて逼迫することが想定され、住民自身によるファーストエイドが、自らの命を守るとともに、救急隊をより緊急度の高い傷病者へ振り分けることで、救命率の向上と後遺症の軽減につながります。高齢化の進展により救急出動件数は年々増加しており、また、軽度の傷病者の搬送が約5割を占めていることから、平時より応急救護知識・技術の普及により市民の自己救護能力の向上を図る必要があります。

推進方針

5 消防団の充実・強化 <再掲>

【消防本部】

- 大学生と連携して作成した動画の放映・公開等により PR 活動を強化し、特に若者や女性の消防団加入を促進します。
- 消防団の活動に対する地域や事業者の理解・支援が得られる環境の創出を図ります。

指標名	現状値	目標値
消防団協力事業所数	15 件 (R1)	30 件 (R7)
消防団サポート企業数	21 件 (R1)	50 件 (R7)

- 日中の消火活動等の特定の活動や災害時の後方支援等のみを行う機能別団員制度の導入等に取り組みます。

6 市民の自主救護能力の向上の推進

【消防本部】

- 普通救命講習等の救急講習会を開催し、応急救護知識・技術の習得を促進することで自主救護能力の向上を図るとともに、救急車の適正利用について推進します。

指標名	現状値	目標値
普通救命講習受講者数 (累計)	32,804 人 (H26)	50,000 人 (R2)

【事前に備えるべき目標】 2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺

脆弱性評価

1 災害医療ネットワークの確立

- 災害時の保健・衛生・医療の調整機関として保健所の機能を強化し、医療機関、医師会、歯科医師会等の関係機関と災害医療ネットワークを構築する必要があります。
 - 初期応急医療のための医療救護班について、医師会、日本赤十字社県支部と協議し、編成や通信連絡の体制を構築する必要があります。
 - 救護所、救護病院、災害拠点病院の連携体制を構築するため、地区ごとの後方医療体制を整備する必要があります。
 - 医療等が不足する場合は、災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等の応援を県に要請することとしていますが、受援とマネジメントの体制を確立する必要があります。

2 医療器具・医薬品の確保

- 災害時に医薬品や衛生材料等が必要な場合は、災害時医薬品等の備蓄供給体制を構築している県に対して供給を要請することとしています。また、薬剤師会と災害時における医薬品等の供給協力に関する協定を締結しています。
- 救護所で必要となる災害対策医薬品や資機材等について、内容品等について医師会等の協力を得て、配備を検討する必要があります。

3 福祉避難所の確保 <再掲>

- 災害時に支援が必要な障がい者や高齢者等の安全な避難場所として保健福祉センター等を(一次的)福祉避難所とするとともに、特別養護老人ホーム等と協定を結び、要介護者の避難状況等に応じて二次的福祉避難所を開設できる体制を整えています。しかしながら、支援を要しない方も福祉避難所に多数避難してくる状況があり、機能の明確化と住民への周知が必要な状況です。

4 福祉人材の確保

- 避難者への助言等のために必要な福祉専門職員が不足する場合は、県から災害派遣福祉チームの派遣を受けることができますが、受援体制を整備する必要があります。

推進方針

1 災害医療ネットワークの確立

【健康福祉部】

- 災害時の保健・衛生・医療の調整機関として保健所の機能を強化し、医療機関、医師会、歯科医師会等の関係機関と災害医療ネットワークの確立を図ります。
 - 初期応急医療のための医療救護班について、医師会、日本赤十字社県支部と協議し、編成や通信連絡の体制の構築を図ります。
 - 救護所、救護病院、災害拠点病院の連携体制を構築するため、地区ごとの後方医療体制の整備を推進します。
 - 医療等が不足する場合の災害派遣医療チーム（DMAT）等の受援とマネジメントの体制を確立するため、合同訓練の実施を検討します。

2 医療器具・医薬品の確保

【健康福祉部】【総務部】

- 県や関係団体との連携による体制を強化し、災害時の医薬品や衛生材料等の確保を図ります。
- 救護所で必要となる災害対策医薬品や資機材等について、内容品等について医師会等の協力を得て、配備を検討します。

3 福祉避難所の確保 <再掲>

【健康福祉部】

- 要支援者の安全を確保する福祉避難所として機能するため、対象とすべき方を明確にし、住民の理解を得るよう周知します。
- 二次的福祉避難所として協定を結ぶ福祉施設と定期的な打合せを行い、一次的福祉避難所では十分な対応ができない要介護者等の円滑な受入体制を整えます。

4 福祉人材の確保

【健康福祉部】

- 県と連携して災害派遣福祉チームの受援体制を整備し、災害時の福祉人材の確保を図ります。

5 支援ルート確保

①緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化） <再掲>

大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点をネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが重要です。

- 本市では平成 24 年度から、市道の舗装路面や法面、道路標識、道路照明灯などの道路施設の安全性について総点検を実施しています。
- 市道の点検結果に基づき、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を行っていますが、特に緊急輸送道路（第 2 次確保路線 9 路線、第 3 次確保路線 11 路線）については優先的に実施し、良好な道路状態の維持を図っています。

②道路橋梁の耐震化等（長寿命化） <再掲>

本市では 1,118 橋の道路橋梁を管理していますが、その多くが架設後 40～50 年経過しており、老朽化対策を進める必要があります。「福島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、緊急輸送道路上の橋梁、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁、幹線道橋、跨線橋等の 77 橋を特に重要橋梁と位置づけ、優先的に耐震化と延命化を図っています。

③無電柱化の推進 <再掲>

地震や強風により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要があります。

- 本市では、防災面だけでなく安全性、快適性、景観への配慮から、福島駅東口周辺の主要な市道において、道路拡幅等と合わせた無電柱化を実施してきました。
- 国においては、直轄国道の緊急輸送道路について道路法第 37 条に基づく新設電柱の占用禁止等の措置を実施し、市中心部の国道 4 号等で無電柱化を進めています。

④災害拠点病院等へのルートの確認

災害拠点病院である福島赤十字病院の周囲には浸水想定区域があり、また、高度救急救命センターである福島県立医科大学附属病院へ向かう国道 4 号は東日本大震災や令和元年台風第 19 号の際に土砂崩落で通行止めが発生するなど、災害状況により拠点病院へのアクセスが危険を伴うことから、ルートの確認を行い、災害時の対応を検討する必要があります。

推進方針

6 支援ルートの確保

①緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化） <再掲> 【建設部】

大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。

- 市道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて緊急輸送道路等の予防保全的な修繕を行います。

②道路橋梁の耐震化等（長寿命化） <再掲> 【建設部】

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、「福島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、重要橋梁を優先しながら道路橋梁の耐震化と延命化を推進します。実施に当たっては、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化を図ります。

指標名	現状値	目標値
重要橋梁 77 橋の耐震化率	45.5% (H30)	58.0% (R2)

③無電柱化の推進 <再掲> 【建設部】

- 倒壊した電柱等による道路の寸断を防止するため、道路改良事業の実施や新たな手法による低コスト化の状況等を勘案し、緊急輸送道路となっている市道等の無電柱化を検討します。
- 緊急輸送道路のネットワークにおいて主要な軸となる直轄国道の無電柱化を促進します。

④災害拠点病院等へのルートの確認 【健康福祉部】

福島赤十字病院や福島県立医科大学附属病院等の拠点病院へのアクセス経路の遮断等のリスクに対し、災害時の対応を検討します。

【事前に備えるべき目標】 2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-5 被災地における感染症等の大規模発生

脆弱性評価

1 避難所等における感染症等の拡大防止

- 本市では、中核市への移行に併せて公衆衛生行政の拠点として福島市保健所を設置（平成30年4月）し、「災害時公衆衛生マニュアル」を作成（平成31年3月）しました。また、災害時の感染症対策として、消毒薬やマスク、普及啓発用のパンフレットを準備しています。避難所における感染症拡大防止のためには、避難所の区分けや個室スペース等の確保、受付窓口や健康観察等での感染兆候の確認による早期発見が必要です。また、平時においては、予防接種の接種率向上、感染症の予防や発生時の対応に関する知識の普及が必要です。

2 床上浸水等による衛生環境の悪化への対策

- 災害により床上浸水等が発生した場合、衛生環境の悪化から感染症等が大規模に発生する危険性があります。衛生環境の確保のためには、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材の計画的な備蓄、人員の養成等、体制の強化が必要です。また、市民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう支援していく必要があります。

3 汚水処理の不全による衛生環境悪化の防止

① 下水道施設の耐震化

本市における下水道は建設開始から約50年が経過しており、東日本大震災では約16kmの管渠等で被害が発生するなど、現在の耐震基準を満たさない下水道施設が多くなっています。令和元年度に「下水道施設地震対策計画」の策定を進めており、各施設の老朽化対策や改築と合わせて計画的に耐震化を進める必要があります。

② 持続可能な下水道事業の展開

本市の汚水処理人口普及率は86.5%（平成30年度末）で、未普及の解消が引き続き課題となっています。その一方で、布設から30年以上経過した下水道管が約252km存在するなど、管渠や処理場等の老朽化が進んでおり、また、人口減少等による財政的制約が厳しくなっています。そのため、施設の耐震化と併せて、予防保全型の維持管理や計画的な改築により老朽化対策を着実に進めるとともに、効率的な経営手法の導入により下水道経営基盤を強化し、長期的な展望のもと下水道事業を展開していく必要があります。

推進方針

1 避難所等における感染症等の拡大防止

【健康福祉部】

- 避難所環境の悪化による感染症の拡大防止のため、避難所における空間の分離や感染兆候の早期発見等の体制について検討するとともに、平時より、予防接種の実施、感染症の予防や発生時の対応に関する知識の普及を行い、市民一人ひとりの感染症予防・まん延防止対策を促進します。

2 床上浸水等による衛生環境の悪化への対策

【健康福祉部】

- 床上浸水等が発生した場合の迅速な衛生環境の確保のため、防疫活動に必要な薬剤や衛生機材を計画的に備蓄するとともに、対応にあたる職員の育成を図ります。また、感染症拡大防止のための知識や情報を市民に普及・啓発するなど、市民自らも衛生環境の確保に取り組めるよう、支援方策を検討します。

3 汚水処理の不全による衛生環境悪化の防止**① 下水道施設の耐震化**

【都市政策部】

地震による下水道施設の被害を防ぎ、また、被災した場合も被害を最小化するため、「下水道施設地震対策計画」に基づき、各施設の老朽化対策や改築と合わせて計画的に耐震化を推進します。

② 持続可能な下水道事業の展開

【都市政策部】

- 長期的には下水道事業区域外の郊外地を浄化槽整備区域に変更することについても検討のうえ、汚水処理の未普及地域の解消に向けて下水道の整備を進めます。

指標名	現状値	目標値
汚水処理人口普及率	86.5% (H30)	91% (R7)

- 下水道施設のストックマネジメント計画を策定し、長期的に事業費の平準化を図りながら、予防保全型の維持管理と計画的な改築により、老朽化対策を推進します。また、県が管理する阿武隈川上流流域下水道については、「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」に基づく管渠やポンプ場などの施設の長寿命化を促進し、持続的な機能確保を図ります。
- アセットマネジメント手法の導入や民間事業者のノウハウ等の活用について検討し、効率的な経営手法により持続可能な下水道経営基盤を構築します。

③ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、平成 12 年度の浄化槽法改正により新設が原則的に禁止されましたが、依然として多数が残存し、老朽化が進んでいます。公共用水域の水質悪化や感染症のまん延の原因となることから、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

1 非常用物資の確保

① 備蓄による物資の確保 <再掲>

発災初期は物資の確保や輸送が困難となると予想されることから、被害想定に基づいた備蓄が必要になります。本市では、人口推移と防災アセスメントに基づき、35,000 人×1 日(3 食)の 105,000 食を目標に備蓄を進めていますが、長期間の供給不足を想定した備蓄体制の検討が必要です。

② 災害時応援協定による物資調達 <再掲>

市による備蓄には限界があるため、食料や、毛布、衣料、燃料等の避難生活上の必需品の供給について市内の取扱業者と災害時応援協定を締結しておりますが、引き続き物資調達の体制を確かなものとしていく必要があります。

2 食料供給体制の強化 <再掲>

- 被災者への応急的な食料の供給については、市が備蓄する保存食や市内業者からの調達、学校給食センターにおける炊き出しにより行うこととしていますが、学校給食センターが老朽化し、学校給食衛生管理基準への対応を含め、施設の再配置と更新が課題となっています。

3 非常用飲料水の給水拠点の充実 <再掲>

- 非常用飲料水については、給水拠点(受水池・配水池)に市の総人口の 3 日分に相当する水量を確保できる計画になっており、市内を 5 つのブロックに分けて 14 箇所の給水拠点から給水所に給水車両で運搬する体制を整えています。東日本大震災において給水拠点からの水の輸送に時間を要した経験から、給水拠点の増設を含めて給水体制の充実について検討する必要があります。

推進方針

③ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

【都市政策部】

公共用水域の水質保全、感染症のまん延防止を図り、浄化槽の災害耐性を強化するため、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

指標名	現状値	目標値
H28～R4の合併処理浄化槽設置基数（補助交付件数）	723基（H30）	2,100基（R4）

推進方針

1 非常用物資の確保

① 備蓄による物資の確保 <再掲>

【総務部】

被害想定に基づいた備蓄と備蓄品の更新を進めるとともに、大規模広域災害により長期間の供給不足を想定した備蓄体制について物資の保管場所の確保と併せて検討します。

② 災害時応援協定による物資調達 <再掲>

【総務部】

行政のみによる対応の限界を補うものとして、民間事業者等との協力関係構築を推進し、実効性のある災害時の物資調達体制を確保します。

2 食料供給体制の強化 <再掲>

【教育委員会】

- 安全安心な学校給食を将来にわたり安定的に供給するとともに、災害時においても安定した食料供給ができるよう、老朽化している西部学校給食センターと北部学校給食センターを統廃合し、新しい学校給食センターの整備を進めます。

3 非常用飲料水の給水拠点の充実 <再掲>

【水道局】

- 災害時における非常用飲料水の迅速かつ的確な供給のため、東日本大震災において給水拠点からの輸送に時間を要した状況を分析し、給水拠点の増設の検討や水の運搬の見直しを行い、応急給水体制の充実について検討します。

4 災害医療ネットワークの確立 <再掲>

- 災害時の保健・衛生・医療の調整機関として保健所の機能を強化し、医療機関、医師会、歯科医師会等の関係機関と災害医療ネットワークを構築する必要があります。
 - 救護所、救護病院、災害拠点病院の連携体制を構築するため、地区ごとの後方医療体制を整備する必要があります。
 - 医療等が不足する場合は、災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)等の応援を県に要請することとしていますが、受援とマネジメントの体制を確立する必要があります。

5 医療器具・医薬品の確保 <再掲>

- 災害時に医薬品や衛生材料等が必要な場合は、災害時医薬品等の備蓄供給体制を構築している県に対して供給を要請することとしています。また、薬剤師会と災害時における医薬品等の供給協力に関する協定を締結しています。

6 避難所となる学校施設の耐震化・老朽化対策等 <再掲>

- 学校施設は、子どもたちの学びの場であるとともに、災害時の避難場所等となることから、その安全性の確保は喫緊の課題です。本市は、「福島市小中学校等施設耐震化推進計画」に基づき耐震化を進めており、平成30年度末の耐震化率は81.4%です。今後は、老朽化が著しく耐震補強工事が困難な施設の改築を計画的に実施し、耐震化を加速化する必要があります。また、トイレ等の老朽化した設備の更新も必要です。

7 福祉避難所の確保 <再掲>

- 災害時に支援が必要な障がい者や高齢者等の安全な避難場所として保健福祉センター等を(一次的)福祉避難所とするとともに、特別養護老人ホーム等と協定を結び、要介護者の避難状況等にに応じて二次的福祉避難所を開設できる体制を整えています。しかしながら、支援を要しない方も福祉避難所に多数避難してくる状況があり、機能の明確化と住民への周知が必要な状況です。

8 福祉人材の確保 <再掲>

- 避難者への助言等のために必要な福祉専門職員が不足する場合は、県から災害派遣福祉チームの派遣を受けることができますが、受援体制を整備する必要があります。

9 市営住宅の空き家の活用

- 4,193戸の市営住宅のうち3割程度が空き家となっており、大規模災害時には被災者の居住の安定を確保するため一時的住居として活用しています。しかしながら、即時に入居できる状態の空き家が少ないため、修繕を施した良好な状態の空き住戸を一定程度ストックしておく必要があります。

推進方針

4 災害医療ネットワークの確立 <再掲> 【健康福祉部】

- 災害時の保健・衛生・医療の調整機関として保健所の機能を強化し、医療機関、医師会、歯科医師会等の関係機関と災害医療ネットワークの確立を図ります。
 - 救護所、救護病院、災害拠点病院の連携体制を構築するため、地区ごとの後方医療体制の整備を推進します。
 - 医療等が不足する場合の災害派遣医療チーム（DMAT）等の受援とマネジメントの体制を確立するため、合同訓練の実施を検討します。

5 医療器具・医薬品の確保 <再掲> 【健康福祉部】【総務部】

- 県や関係団体との連携による体制を強化し、災害時の医薬品や衛生材料等の確保を図ります。

6 避難所となる学校施設の耐震化・老朽化対策等 <再掲> 【教育委員会】

- 学校施設の耐震補強工事や、老朽化が著しいため耐震補強工事が困難な施設の改築を計画的に実施し、すべての学校施設の耐震化を目指します。また、トイレの洋式化等の設備更新を進め、学びの場・災害時の避難場所等としての環境を整備します。

指標名	現状値	目標値
学校トイレの洋式化	38.8% (H30)	80.0% (R3)

7 福祉避難所の確保 <再掲> 【健康福祉部】

- 要支援者の安全を確保する福祉避難所として機能するため、対象とすべき方を明確にし、住民の理解を得るよう周知します。
- 二次的福祉避難所として協定を結ぶ福祉施設と定期的な打合せを行い、一次的福祉避難所では十分な対応ができない要介護者等の円滑な受入体制を整えます。

8 福祉人材の確保 <再掲> 【健康福祉部】

- 県と連携して災害派遣福祉チームの受援体制を整備し、災害時の福祉人材の確保を図ります。

9 市営住宅の空き家の活用 【都市政策部】

- 災害時に活用して被災者の居住の安定を確保するため、市営住宅の修繕戸数を増やし、即時に入居できる状態の空き家を一定程度ストックします。

指標名	現状値	目標値
市営住宅空き家の修繕済戸数（災害ストック）	0戸 (H30)	92戸 (R3以降)

【事前に備えるべき目標】 3

必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

脆弱性評価

1 業務継続に必要な体制の整備

- 市は、大規模災害発生時に市職員が自らも被災した場合であっても、災害応急対応にあたる一方で、停滞すると市民生活に著しい影響を及ぼす通常業務については継続しなければなりません。災害時に応急対応と優先的に実施すべき通常業務を効率的かつバランスよく両立させるため、「福島市業務継続計画」を策定（平成 29 年 12 月）しており、それに基づく業務継続体制を確実なものとする必要があります。

2 庁舎等の機能の確保 <再掲>

- 大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うため、災害対策本部が設置される市役所本庁や災害対策現地本部が設置される支所等(16支所1出張所)について、耐震性の確保や災害対応のための設備を充実する必要があります。
 - 平成 23 年 1 月に開庁した本庁（東棟）は、免震構造で非常用自家発電設備を有しています。
 - 支所は、築 30 年を超えているものが 4 支所あり、そのうち 1 つが耐震基準を満たしていない状況です。また、5 支所が浸水想定区域内に立地しています。非常用自家発電設備については、平成 17 年以降に学習センターと合築で改築した 2 支所に配備されています。
- 通信指令システムや無線システムを備え、大規模災害時における消火・救助・救急活動の中核となる消防本部・福島消防署庁舎は築 45 年以上経過し、耐震性が不足するほか、電気・給排水・衛生設備等の老朽化が進んでいます。庁舎の倒壊等による消防力の致命的な低下を防ぐため、再整備が必要です。

3 市町村相互応援体制の推進

- 大規模災害に市単独では十分な対応が困難な場合に備え、東北 6 県の県庁所在都市や福島・宮城・山形広域圏内の市町村、埼玉県さいたま市、東京都荒川区、長崎県長崎市、山口県山口市等と協定を締結し、災害時に物資の供給や職員の派遣について相互に応援する体制を構築しています。

推進方針

1 業務継続に必要な体制の整備

【総務部】

- 「福島市業務継続計画」に基づく業務継続体制を強化するため、職員の教育を進め、防災訓練の実施等を通じて、計画の実効性を高めます。

2 庁舎等の機能の確保 <再掲>

【財務部】【消防本部】

- 災害時において市役所・支所の機能を確保するため、支所の長寿命化などの老朽化対策や改築を計画的に進めます。また、その際に各地区の状況に応じて災害対応に関する設備設置を推進します。
- 消防本部・福島消防署庁舎の被災による消防力の致命的な低下を防ぐため、庁舎を再整備します。再整備にあたっては、通信指令システムや無線システムの更新、ドクターヘリや消防防災ヘリとの災害時の連携を想定した専用ヘリポートの設置等についても検討し、拠点機能の充実を図ります。

3 市町村相互応援体制の推進

【総務部】

- 大規模災害時に人的・物的支援を円滑に実施できるよう、相互応援協定を締結する市町村との間で、総合防災訓練への相互の参加等を実施し、応援体制の強化を図ります。

【事前に備えるべき目標】 4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

脆弱性評価

1 情報通信設備の耐災害性の強化

- 地震や地域停電が発生した場合でも情報通信設備が停止しない体制を構築する必要があります。市役所本庁においては非常用自家発電設備により電源を確保していますが、重要なネットワーク機器の運用管理の見直し等を進め、情報通信設備の耐災害性の強化を図る必要があります。

2 情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化

- 大規模災害時の災害応急対応や重要通常業務の継続、早期の復旧の遂行のためには、それらの業務を支える情報システムやネットワーク等の稼働が必要不可欠な基盤となります。本市では「福島市主要情報システム業務継続計画」を策定（平成 25 年 10 月）し、重要業務に係る情報システムを中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるために必要な体制をとることとしています。

3 消防拠点施設の機能の確保 <再掲>

- 通信指令システムや無線システムを備え、大規模災害時における消火・救助・救急活動の中核となる消防本部・福島消防署庁舎は築 45 年以上経過し、耐震性が不足するほか、電気・給排水・衛生設備等の老朽化が進んでいます。庁舎の倒壊等による消防力の致命的な低下を防ぐため、再整備が必要です。

推進方針

1 情報通信設備の耐災害性の強化

【政策調整部】

- 情報通信設備の耐災害性を強化するため、庁舎内に設置しているサーバの統合や民間データセンターへのハウジング／ホスティング委託の活用、自治体クラウドの導入等を検討し、重要ネットワーク機器の運用管理の見直しを進めます。

2 情報システムの業務継続体制（ICT-BCP）の強化

【政策調整部】

- 職員の教育や訓練の実施等を通じて、「福島市主要情報システム業務継続計画」に基づき、情報システムやネットワークの稼働継続、早期復旧のための体制を強化します。

3 消防拠点施設の機能の確保 <再掲>

【消防本部】

- 消防本部・福島消防署庁舎の被災による消防力の致命的な低下を防ぐため、庁舎を再整備します。再整備にあたっては、通信指令システムや無線システムの更新、ドクターヘリや消防防災ヘリとの災害時の連携を想定した専用ヘリポートの設置等についても検討し、拠点機能の充実を図ります。

【事前に備えるべき目標】 4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

脆弱性評価

1 住民への情報伝達手段の充実 <再掲>

- 本市では緊急性の高い災害情報の住民への伝達を、災害情報共有システム（L アラート）の活用や「災害に強い情報連携システム」により、テレビ、市ホームページ、エリアメール、登録制メール、コミュニティ FM などの多様な情報発信手段で行っています。しかし、パソコンや携帯電話を持たない高齢者世帯や登下校中の児童・生徒等に対する情報伝達手段の確保が課題となっており、的確かつ迅速な情報伝達手段の構築・多重化に向け、住民、有識者等と一体となり検討を行っています。

2 災害時の情報収集・通信の協力体制の確保

- 各関係機関等と災害時応援協定を締結し、災害時の多様な手段による情報収集や通信を行う体制を確保しています。
 - 国土交通省東北地方整備局と、リエゾンの派遣による情報交換、河川や道路等の防災情報の提供等について協定を締結しています。
 - 無線通信の利用、特設公衆電話の設置、無人航空機による情報収集等に関する民間事業者・団体からの協力を得ることとしています。

推進方針

1 住民への情報伝達手段の充実 <再掲>

【総務部】【消防本部】

- パソコンや携帯電話を持たない住民に対しても迅速に災害情報を伝達するため、屋外スピーカーや戸別受信機で一斉に通報する同報系の防災情報伝達システム（防災行政無線）を整備し、エリアメールや登録制メール等の発信と併せて情報伝達手段の多重化を図ります。

指標名	現状値	目標値
同報系防災行政無線の屋外スピーカー（15～20箇所）の設置率	未着手（R1）	100%（R2）
同報系防災行政無線の戸別受信機（4,000～4,500箇所）の設置率	未着手（R1）	100%（R2）

- 自主防災組織や町内会への訓練指導等の機会をとらえて登録制メールについて普及を図ります。
- 避難指示等が出されたエリアの高齢者等に対して、消防団により直接情報伝達する体制について検討を進めます。

2 災害時の情報収集・通信の協力体制の確保

【総務部】

- 各関係機関等との災害時応援協定により、情報の提供や情報収集・通信手段の提供を受けられる体制を確保し、停電や情報システムの中断等が生じることも想定した災害の情報収集・通信体制の強化を図ります。

【事前に備えるべき目標】 5

経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

脆弱性評価

1 企業の事業継続力強化の支援

- 大規模な自然災害の発生は、事業者の経営だけでなくサプライチェーン全体に大きな影響を及ぼします。災害時の事業所の事業活動が継続され、経済活動の停滞を招かないため、中小企業の事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定を支援し、防災・減災対策の取り組みを促進する必要があります。

2 防災拠点をつなぐ体系的な道路ネットワークの整備 <再掲>

- 大規模災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うため、体系的で代替性が確保された道路ネットワークを整備する必要があります。本市の幹線道路ネットワークにおいては、中心部から放射状に伸びる道路を補完する環状道路と東西幹線道路の整備が主要な課題となっており、国道13号福島西道路（南伸）や太平寺岡部線等の整備が進められています。
- 東北中央自動車道の整備によって本市が高規格幹線道路ネットワークの結節点となることで、広域的なヒトとモノの流れが大きく変化するなか、福島都市圏の道路ネットワークのあり方を国・県・近隣市町村と見直し、それぞれに役割を分担して新たな状況に対応したネットワークの構築を進める必要があります。

3 緊急輸送道路等の強化

① 緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化） <再掲>

大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点をネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが重要です。

- 本市では平成24年度から、市道の舗装路面や法面、道路標識、道路照明灯などの道路施設の安全性について総点検を実施しています。
- 市道の点検結果に基づき、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を行っていますが、特に緊急輸送道路（第2次確保路線9路線、第3次確保路線11路線）については優先的に実施し、良好な道路状態の維持を図っています。

推進方針

1 企業の事業継続力強化の支援

【商工観光部】

- 改正された小規模事業者支援法（令和元年6月改正）に基づき、小規模事業者の事業継続力強化計画策定に向けた支援に関する計画を福島商工会議所と連携して策定し、小規模事業者の事業継続体制の強化を促進します。

2 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 <再掲>

【建設部】

- 国道4号の渋滞解消や災害時の代替機能など大きな効果が期待される国直轄による国道13号福島西道路（南伸）の整備を促進します。
- 太平寺岡部線や曾根田町桜木町線、北沢又・丸子線など、中心部から放射状に伸びる道路を補完する環状道路や東西幹線道路等の整備を推進し、災害時においても円滑な交通が確保される道路ネットワークの構築を図ります。
- 相馬福島道路の整備（国直轄）による高規格幹線道路のネットワーク化を促進します。
- 主要地方道上名倉飯坂伊達線（フルーツライン）や国道115号、鳥川・大笹生線など、インターチェンジへのアクセス道路の改良を進め、高規格幹線道路へのスムーズな接続を確保します。
- 福島都市圏北部の国道4号の渋滞や事故の問題解消に向け、道路ネットワークのあり方や国道13号福島西道路（北伸）の位置づけについて調査検討し、有効な事業の計画の策定を国にはたらきかけます。

3 緊急輸送道路等の強化**① 緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化）** <再掲>

【建設部】

- 大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。
- 市道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて緊急輸送道路等の予防保全的な修繕を行います。

脆弱性評価

②道路橋梁の耐震化等（長寿命化） <再掲>

本市では1,118橋の道路橋梁を管理していますが、その多くが架設後40～50年経過しており、老朽化対策を進める必要があります。「福島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、緊急輸送道路上の橋梁、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁、幹線道橋、跨線橋等の77橋を特に重要橋梁と位置づけ、優先的に耐震化と延命化を図っています。

③無電柱化の推進 <再掲>

地震や強風により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要があります。

- 本市では、防災面だけでなく安全性、快適性、景観への配慮から、福島駅東口周辺の主要な市道において、道路拡幅等と合わせた無電柱化を実施してきました。
- 国においては、直轄国道の緊急輸送道路について道路法第37条に基づく新設電柱の占用禁止等の措置を実施し、市中心部の国道4号等で無電柱化を進めています。

4 道路管理者間の連携体制の確保 <再掲>

- 大規模災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、除雪や応急復旧での応援など、相互に協力して対応することが必要です。

5-2 食料等の安定供給の停滞

脆弱性評価

1 農業水利施設の長寿命化・防災減災

- 農業生産活動の基盤となる農業水利施設は、多くが旧来型で老朽化が進んでいます。災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要があります。

2 公設卸売市場の機能の確保

- 大規模災害が発生した場合においても生鮮食料品を確保・安定供給するため、公設地方卸売市場事業継続計画（BCP）に基づき、市、指定管理者、場内事業者が連携して市場流通の継続体制を確実なものとする必要があります。
- 周辺地域から生鮮食料品の確保ができない場合に備え、市場卸売業者と県の物資調達に関する協定や全国の公設地方卸売市場開設者間（48開設者、56市場）の災害時相互応援に関する協定を締結し、広域的な生鮮食料品の確保のための体制を整えています。

推進方針

②道路橋梁の耐震化等（長寿命化） <再掲> **【建設部】**

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、「福島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、重要橋梁を優先しながら道路橋梁の耐震化と延命化を推進します。実施に当たっては、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化を図ります。

指標名	現状値	目標値
重要橋梁 77 橋の耐震化率	45.5% (H30)	58.0% (R2)

③無電柱化の推進 <再掲> **【建設部】**

- 倒壊した電柱等による道路の寸断を防止するため、道路改良事業の実施や新たな手法による低コスト化の状況等を勘案し、緊急輸送道路となっている市道等の無電柱化を検討します。
- 緊急輸送道路のネットワークにおいて主要な軸となる直轄国道の無電柱化を促進します。

4 道路管理者間の連携体制の確保 <再掲> **【建設部】**

- 国・県・市の各道路管理者が災害時に相互協力した対応をとれるよう、事前の迂回路の計画や除雪の相互応援等について検討し、連携体制の構築に努めます。

推進方針

1 農業水利施設の長寿命化・防災減災 **【農政部】**

- 県営事業との連携も図りながら老朽化した水路等の更新を進めます。市内松川町では、県による岩堰地区の整備に併せて、下流の水路の更新や取水堰の統廃合等を実施し、災害の未然防止を図ります。

2 公設卸売市場の機能の確保 **【農政部】**

- 平時より連絡体制等を相互に確認し、公設地方卸売市場事業継続計画に基づく市場業務の継続体制や、災害時相互応援協定等による広域連携体制の実効性を確保し、大規模災害時においても生鮮食料品の安定供給を図ります。

【事前に備えるべき目標】 6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

脆弱性評価

1 再生可能エネルギーの導入拡大

- 大規模災害発生時においても生活・経済活動に必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギーをはじめとした自家消費型の電力創出・供給システムの導入を促進し、エネルギー供給源の多様化を図っていく必要があります。本市では、市民の住宅用太陽光発電システムの設置や事業者の再生可能エネルギー設備の導入を支援しています。今後は、固定価格買取終了後の再生可能エネルギー設備の普及について検討を進める必要があります。

2 災害時応援体制の整備（エネルギー供給等）

- 災害発生時に防災拠点や避難所、緊急車両等で必要となる燃料等を確保するため、福島県石油業協同組合福島支部、福島県 LP ガス協会県北支部と災害時の協力協定を締結し、石油、ガス、関連機器の供給を受ける体制を構築しています。また、電力については、東北電力株式会社福島電力センターや福島地区電気工事協同組合と災害時の協定を結び、被災施設の電力復旧の支援を要請することとしています。

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

脆弱性評価

1 上水道施設の強化

①基幹施設・基幹管路の耐震化 <再掲>

安定して水道水を供給するため、「ふくしま水道事業ビジョン」に基づき水道施設の耐震化を進めていますが、基幹施設の受水池・配水池（28施設）のレベル2（震度6強相当）に対する耐震化率は約44%にとどまっています。また、基幹管路（導水管・送水管・配水幹線）の一部に耐震適合性のない管が使用されており、更新が急務となっています。

②老朽化した水道管の更新 <再掲>

大規模災害発生時にも断水することなく安定して水道水を供給するため、漏水事故の多い管や布設年度の古い管を耐震性のある管へと優先的に更新し、災害に強い上水道管路網を構築する必要があります。更新需要の長期的な平準化を図る観点も加えて、市内全体で約1,600kmに及ぶ管路を毎年1%（約16km）ずつ更新することを目標に老朽管の更新に取り組んでいます。

推進方針

1 再生可能エネルギーの導入拡大

【環境部】

- 市民の住宅用太陽光発電システムの設置や事業者の再生可能エネルギー設備の導入へ引き続き支援し、再生可能エネルギーの普及を推進します。
- 避難所や防災拠点となる公共施設において、災害時に自立的なエネルギーとして使えるようにするため、太陽光発電などの再生可能エネルギー発電設備や蓄電池の導入を推進します。

2 災害時応援体制の整備（エネルギー供給等）

【総務部】

- 大規模災害への応急対応に必要な燃料等の確保と施設の早期復旧のため、防災訓練等を通じて、関係事業者等と災害時の支援協定による体制の強化を図ります。

推進方針

1 上水道施設の強化**① 基幹施設・基幹管路の耐震化 <再掲>**

【水道局】

「ふくしま水道事業ビジョン」に基づき耐震化を推進します。

指標名	現状値	目標値
基幹施設耐震化率（レベル1）	75.2%（H30）	99.2%（R7）
基幹管路耐震適合率（レベル2）	90.5%（H30）	100.0%（R7）

② 老朽化した水道管の更新 <再掲>

【水道局】

被災した場合に復旧に時間を要する大口径の基幹管路（延長約123km）の更新を優先しつつ、年間更新率1%を目標に老朽管の更新を行い、管路網の耐震化を推進します。

指標名	現状値	目標値
管路の年間更新率	0.47%（H30）	1.00%（R2以降）

2 下水道施設等の強化

① 下水道施設の耐震化 <再掲>

本市における下水道は建設開始から約 50 年が経過しており、東日本大震災では約 16km の管渠等で被害が発生するなど、現在の耐震基準を満たさない下水道施設が多くなっています。令和元年度に「下水道施設地震対策計画」の策定を進めており、各施設の老朽化対策や改築と合わせて計画的に耐震化を進める必要があります。

② 持続可能な下水道事業の展開 <再掲>

本市の汚水処理人口普及率は 86.5%（平成 30 年度末）で、未普及の解消が引き続き課題となっています。その一方で、布設から 30 年以上経過した下水道管が約 252km 存在するなど、管渠や処理場等の老朽化が進んでおり、また、人口減少等による財政的制約が厳しくなっています。そのため、施設の耐震化と併せて、予防保全型の維持管理や計画的な改築により老朽化対策を着実に進めるとともに、効率的な経営手法の導入により下水道経営基盤を強化し、長期的な展望のもと下水道事業を展開していく必要があります。

③ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進 <再掲>

し尿のみを処理する単独処理浄化槽は、平成 12 年度の浄化槽法改正により新設が原則的に禁止されましたが、依然として多数が残存し、老朽化が進んでいます。公共用水域の水質悪化や感染症のまん延の原因となることから、合併処理浄化槽への転換を促進する必要があります。

推進方針

2 下水道施設等の強化

① 下水道施設の耐震化 <再掲> 【都市政策部】

地震による下水道施設の被害を防ぎ、また、被災した場合も被害を最小化するため、「下水道施設地震対策計画」に基づき、各施設の老朽化対策や改築と合わせて計画的に耐震化を推進します。

② 持続可能な下水道事業の展開 <再掲> 【都市政策部】

- 長期的には下水道事業区域外の郊外地を浄化槽整備区域に変更することについても検討のうえ、汚水処理の未普及地域の解消に向けて下水道の整備を進めます。

指標名	現状値	目標値
汚水処理人口普及率	86.5% (H30)	91% (R7)

- 下水道施設のストックマネジメント計画を策定し、長期的に事業費の平準化を図りながら、予防保全型の維持管理と計画的な改築により、老朽化対策を推進します。また、県が管理する阿武隈川上流域下水道については、「福島県流域下水道ストックマネジメント計画」に基づく管渠やポンプ場などの施設の長寿命化を促進し、持続的な機能確保を図ります。
- アセットマネジメント手法の導入や民間事業者のノウハウ等の活用について検討し、効率的な経営手法により持続可能な下水道経営基盤を構築します。

③ 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進 <再掲> 【都市政策部】

公共用水域の水質保全、感染症のまん延防止を図り、浄化槽の災害耐性を強化するため、老朽化した単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進します。

指標名	現状値	目標値
H28～R4の合併処理浄化槽設置基数(補助交付件数)	723基 (H30)	2,100基 (R4)

【事前に備えるべき目標】 6

ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-3 基幹及び地域交通ネットワークが分断する事態

脆弱性評価

1 防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 <再掲>

- 大規模災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うため、体系的で代替性が確保された道路ネットワークを整備する必要があります。本市の幹線道路ネットワークにおいては、中心部から放射状に伸びる道路を補完する環状道路と東西幹線道路の整備が主要な課題となっており、国道13号福島西道路（南伸）や太平寺岡部線等の整備が進められています。
- 東北中央自動車道の整備によって本市が高規格幹線道路ネットワークの結節点となることで、広域的なヒトとモノの流れが大きく変化するなか、福島都市圏の道路ネットワークのあり方を国・県・近隣市町村と見直し、それぞれに役割を分担して新たな状況に対応したネットワークの構築を進める必要があります。

2 緊急輸送道路等の強化

① 緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化） <再掲>

大規模災害時に災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点をネットワーク化する緊急輸送道路等の通行を確保することが重要です。

- 本市では平成24年度から、市道の舗装路面や法面、道路標識、道路照明灯などの道路施設の安全性について総点検を実施しています。
- 市道の点検結果に基づき、予防保全的な観点から計画的な道路の維持修繕を行っていますが、特に緊急輸送道路（第2次確保路線9路線、第3次確保路線11路線）については優先的に実施し、良好な道路状態の維持を図っています。

② 道路橋梁の耐震化等（長寿命化） <再掲>

本市では1,118橋の道路橋梁を管理していますが、その多くが架設後40～50年経過しており、老朽化対策を進める必要があります。「福島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、緊急輸送道路上の橋梁、緊急輸送道路を跨ぐ橋梁、幹線道橋、跨線橋等の77橋を特に重要橋梁と位置づけ、優先的に耐震化と延命化を図っています。

推進方針

1 防災拠点をつなぐ体系的な道路ネットワークの整備 <再掲> 【建設部】

- 国道4号の渋滞解消や災害時の代替機能など大きな効果が期待される国直轄による国道13号福島西道路（南伸）の整備を促進します。
- 太平寺岡部線や曾根田町桜木町線、北沢又・丸子線など、中心部から放射状に伸びる道路を補完する環状道路や東西幹線道路等の整備を推進し、災害時においても円滑な交通が確保される道路ネットワークの構築を図ります。
- 相馬福島道路の整備（国直轄）による高規格幹線道路のネットワーク化を促進します。
- 主要地方道上名倉飯坂伊達線（フルーツライン）や国道115号、鳥川・大笹生線など、インターチェンジへのアクセス道路の改良を進め、高規格幹線道路へのスムーズな接続を確保します。
- 福島都市圏北部の国道4号の渋滞や事故の問題解消に向け、道路ネットワークのあり方や国道13号福島西道路（北伸）の位置づけについて調査検討し、有効な事業の計画の策定を国にはたらきかけます。

2 緊急輸送道路等の強化**① 緊急輸送道路等の防災・減災対策（長寿命化）** <再掲> 【建設部】

大規模災害時に災害応急対策活動のための物流・人流を支える輸送路として機能するよう、国・県道の管理者と連携し、平時から緊急輸送道路等の良好な状態の維持に努めます。

- 市道の道路施設の点検を継続するとともに、点検結果に基づいて緊急輸送道路等の予防保全的な修繕を行います。

② 道路橋梁の耐震化等（長寿命化） <再掲> 【建設部】

災害時においても緊急輸送道路等の安全な通行を確保するため、「福島市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、重要橋梁を優先しながら道路橋梁の耐震化と延命化を推進します。実施に当たっては、予防保全的な修繕により事業費の縮減と平準化を図ります。

指標名	現状値	目標値
重要橋梁77橋の耐震化率	45.5% (H30)	58.0% (R2)

③無電柱化の推進 <再掲>

地震や強風により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要があります。

- 本市では、防災面だけでなく安全性、快適性、景観への配慮から、福島駅東口周辺の主要な市道において、道路拡幅等と合わせた無電柱化を実施してきました。
- 国においては、直轄国道の緊急輸送道路について道路法第 37 条に基づく新設電柱の占用禁止等の措置を実施し、市中心部の国道 4 号等で無電柱化を進めています。

3 道路管理者間の連携体制の確保 <再掲>

- 大規模災害による道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、被災時の情報共有、迂回路の設定、除雪や応急復旧での応援など、相互に協力して対応することが必要です。

4 地域コミュニティの基盤となる地域公共交通の確保

- 鉄道・バス・タクシー等の地域公共交通は、市民の通勤、通学、通院、買い物等の移動手段、そして災害時の避難等の移動手段であるとともに、地域内外の交流と地域コミュニティを支える生活基盤です。市民・事業者・行政が連携して、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通の実現に取り組んでおり、人口減少や人口分布の変化等に対応した仕組みづくりを進める必要があります。
- 災害時においても公共交通を維持確保するため、交通事業者等との連絡体制を構築する必要があります。

5 地籍調査の推進

- 被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅用地の確保等を進めるうえで、地籍調査が未実施の場合、土地の境界の復元を容易にできず、境界確認に多くの時間と手間が必要となり、復旧・復興が遅れる要因となります。本市における地籍調査は、中心市街地や山間部で未着手の状況で、全体の進捗率は 49.49%（令和元年）にとどまっており、着実に調査を進める必要があります。

推進方針

③無電柱化の推進 <再掲>

【建設部】

- 倒壊した電柱等による道路の寸断を防止するため、道路改良事業の実施や新たな手法による低コスト化の状況等を勘案し、緊急輸送道路となっている市道等の無電柱化を検討します。
- 緊急輸送道路のネットワークにおいて主要な軸となる直轄国道の無電柱化を促進します。

3 道路管理者間の連携体制の確保 <再掲>

【建設部】

- 国・県・市の各道路管理者が災害時に相互協力した対応をとれるよう、事前の迂回路の計画や除雪の相互応援等について検討し、連携体制の構築に努めます。

4 地域コミュニティの基盤となる地域公共交通の確保

【都市政策部】

- 地域の実情に応じた地域公共交通を確保するため、地域・住民が選択できる交通手段の仕組みの構築、社会実験バスの展開、タクシーの活用などの検討など、官民連携により取り組みを推進します。
- 災害時における公共交通の維持確保・早期の回復、迅速かつ正確な情報収集・広報のため、交通事業者・行政・関係機関の連絡体制の構築を図ります。

指標名	現状値	目標値
路線バスの年間市内乗車人員数	501万3千人 (H26)	500万人 (R2)
福島交通飯坂線・阿武隈急行線の年間市内乗車人員数	379万9千人 (H26)	380万人 (R2)

5 地籍調査の推進

【農政部】

- 被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅の用地確保等を円滑に進められよう、地籍調査を着実に推進します。

指標名	現状値	目標値
地籍調査進捗率（第7次10箇年計画）	49.49% (R1)	50.72% (R11)

【事前に備えるべき目標】 7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性評価

1 ため池の決壊等による被害の防止 <再掲>

- 平成 30 年 7 月の西日本豪雨で多くのため池で決壊等の被害が発生したことを踏まえ、国により、防災重点ため池の選定基準が見直され、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（令和元年 7 月）が制定されました。本市において旧基準で 1 箇所だった該当ため池は、新基準で 38 箇所となり、そのすべてについてハザードマップを作成し、浸水想定区域の周辺住民へ周知していく必要があります。また、危険性の高いため池の把握と計画的な改修を進める必要があります。

2 防災ダムの維持管理・老朽化対策 <再掲>

- 県有施設で本市が維持管理を受託している大笹生ダムは、八反田川源流部に位置し、下流域の防災に資しています。築造から 50 年以上が経過しており、施設設備が老朽化し、主要な管理用機器が更新時期を迎えています。また、土砂の堆積により洪水調節機能が低下しており、その機能回復等、ダム下流域への危険防止対策が必要になっています。県により、年次計画による施設設備の補修工事等が進められています。

3 摺上川ダムの洪水調節機能等の充実 <再掲>

- 国が管理する摺上川ダム(平成 17 年 9 月完成)は、大雨が降った場合に水を貯めて水量を調節し、摺上川流域及び阿武隈川中下流域の洪水を軽減する治水機能を有しています。気候変動の影響等により懸念されるダムの洪水調節機能を上回る異常洪水の発生に備え、ダム管理者による効果的なダムの操作、関係機関が連携した防災情報の共有や住民への周知を充実させる必要があります。

4 農業水利施設の長寿命化・防災減災 <再掲>

- 農業生産活動の基盤となる農業水利施設は、多くが旧来型で老朽化が進んでいます。災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要があります。

5 砂防関係施設の整備・保全 <再掲>

- 阿武隈川水系の荒川・松川・須川流域で、土砂・流木による被害を防ぐための砂防堰堤等の整備が国により進められています。また、急傾斜地への擁壁設置など、危険箇所への対策工事が県により進められています。

推進方針

1 ため池の決壊等による被害の防止 <再掲> 【農政部】

- 緊急時の迅速な避難行動を促すため、新基準により該当するすべての防災重点ため池のハザードマップを作成し、決壊した場合の浸水想定区域等について周辺住民へ周知します。また、防災重点ため池の耐震性調査を実施し、老朽・危険ため池の改修を計画的に進めます。

指標名	現状値	目標値
防災重点ため池 38 箇所のハザードマップ作成済箇所数	1 箇所 (H30)	38 箇所 (R2)
防災重点ため池 38 箇所の耐震性調査済箇所数	7 箇所 (H30)	38 箇所 (R2)

2 防災ダムの維持管理・老朽化対策 <再掲> 【農政部】

- ダム下流域の防災・減災のため、県より受託している大笹生ダムの適切な維持管理を継続するとともに、構造物の補修、水管理制御設備改修、排砂、水位計更新等の県による老朽化対策工事の着実な実施を促進します。

3 摺上川ダムの洪水調節機能等の充実 <再掲> 【建設部】

- ダム下流域の防災・減災のため、摺上川ダム管理協議会の活動等を通じて、摺上川ダムの適切な維持管理・更新や、洪水貯留準備操作（事前放流）による洪水調節機能の強化など、国の取組を促進します。
- 豪雨等の緊急時におけるダム管理者（国）・河川管理者（県）・本市との情報共有や住民への情報提供について、より有効に行われるよう関係機関の連携体制を強化します。

4 農業水利施設の長寿命化・防災減災 <再掲> 【農政部】

県営事業との連携も図りながら老朽化した水路等の更新を進めます。市内松川町では、県による岩堰地区の整備に併せて、下流の水路の更新や取水堰の統廃合等を実施し、災害の未然防止を図ります。

5 砂防関係施設の整備・保全 <再掲> 【建設部】

- 土砂災害の被害を防止するための砂防堰堤等のハード整備について、影響度や危険度の高いものから早期に対策を実施するよう、国・県にはたらきかけ、事業の促進を図ります。また、砂防関係施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、老朽化した施設等の更新についても取り組みの強化を促します。

【事前に備えるべき目標】 7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-2 有害物質の大規模拡散・流出

脆弱性評価

1 有害物質の拡散・流出の防止

- 災害時に有害な化学物質が拡散・流出し、周辺住民の健康被害や環境汚染などの二次被害が発生することを防止する必要があります。本市では、関係法令に基づく立入検査等において、有害物質を取り扱う事業者に対し、拡散・流出防止に向けた適正な管理を指導・啓発しています。
 - 「水質汚濁防止法」や「大気汚染防止法」に基づき、有害物質取扱事業者に対して、適切な管理・取り扱いを指導しています。
 - 「毒物及び劇物取締法」に基づき、毒物劇物取扱事業者に対して、適切な管理・取り扱いや飛散等の事故があった場合の措置等について指導しています。
 - 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、PCBの保管事業者及び所有事業者に対して、適切な保管や期限内の処分を指導しています。

7-3 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

脆弱性評価

1 放射線モニタリング体制の確保

- 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出は、市民の健康・行動への大きな不安や農業等の本市の産業への甚大な被害を与えました。本市では原子力災害からの復興に向け、除染、被ばく検査、モニタリングをはじめとした放射線対策等を実施してまいりました。災害発生から8年が経過し、除染の実施、放射性物質の物理学的減衰やウェザリング効果により、市内の環境放射線量は平均で $0.16\mu\text{Sv/h}$ (平成31年3月)まで低下しています。また、自家消費野菜等の食品等簡易放射能測定に持ち込まれる件数は年々減少しています。今後は、廃炉作業等での放射性物質の放出など突発的な事象が起こった場合に、市民の被ばくを最小限に抑えるため、即時に放射線測定できるための体制を確保しておく必要があります。

2 学校における放射線教育の推進

- 本市では、児童・生徒に放射線に対する正しい知識と理解のもとに適切に判断し行動していく力を育むため、独自に「放射線教育指導資料」を作成・改訂し、研修会等による放射線教育の指導力向上を図るとともに、全小中学校で全学年、2単位時間、教育課程に位置づけて放射教育を実施しています。

推進方針

1 有害物質の拡散・流出の防止

【環境部】【健康福祉部】

- 関係法令に基づき、有害物質を取り扱う事業者に対し指導・啓発を継続して実施し、有害物質の拡散・流出の事前防止対策を推進します。

推進方針

1 放射線モニタリング体制の確保

【環境部】

- 市民の放射線への不安の払拭に向け、定点測定やメッシュ調査による放射線量マップの作成を継続し、市内の環境放射線量の情報を更新・周知します。
- 廃炉作業等での放射性物質の放出など突発的な事象が起こった場合に即時に放射線測定できるよう、測定機器等の校正や維持管理を継続して行い、放射線モニタリング体制を確保します。

2 学校における放射線教育の推進

【教育委員会】

- 児童・生徒に放射線教育の授業を引き続き実施し、放射線に対する正しい知識と理解のもとに適切に判断し行動していく力を育みます。

指標名	現状値	目標値
市立小・中・特別支援学校における放射線教育に係る授業の実施率	100% (H30)	100% (R2以降)

7-4 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

脆弱性評価

1 耕作放棄地の発生防止と再生

- 農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させます。市では、耕作放棄地の実態把握に努めるとともに、中山間地域における集落単位での農業生産活動や遊休農地の保全活動など、耕作放棄地の防止と解消に向けた取組に対して支援を行っています。

2 有害鳥獣被害対策の充実

- サル、クマ、イノシシ、カラスなどにより農作物に大きな被害が出ており、鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生が懸念されています。本市では、電気柵・緩衝帯整備への助成、イノシシの捕獲への補助等を実施するとともに、関係機関と連携した野生鳥獣による農業被害の防止に取り組んでいます。

3 農業水利施設の長寿命化・防災減災 <再掲>

- 農業生産活動の基盤となる農業水利施設は、多くが旧来型で老朽化が進んでいます。災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要があります。

4 森林の多面的機能の保全 <再掲>

- 林業の衰退により森林の整備が行き届かず、水源涵養や山地災害防止等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されています。一方で、多くの森林は戦後に造成した人工林が利用期を迎えており、森林資源を循環利用し、健全な森林を保全する必要があります。
- 山地における斜面の崩落等による被害を防止するためには、危険な山腹斜面の安定化や砂防ダムの整備を進める必要があります。
- 持続可能な林業経営の実現と治山効果の向上のため、林内の木材輸送を効率的に行うための林内路網の計画的な整備が必要です。

推進方針

1 耕作放棄地の発生防止と再生

【農政部】

- 農村・里山が有する洪水・土砂災害の防止をはじめとする多面的機能を維持するため、耕作放棄地の実態把握に努めるとともに、中山間地域における集落単位での農業生産活動や遊休農地の保全活動など、耕作放棄地の防止と解消に向けた取組に対して引き続き支援を行います。

指標名	現状値	目標値
耕作放棄地面積	2,245ha (H27)	2,500ha (R2)

2 有害鳥獣被害対策の充実

【農政部】

- 電気柵等による被害防除、鳥獣を寄せ付けないための環境整備、被害を及ぼす個体の捕獲など、地域全体での総合的な対策に取り組み、有害鳥獣被害の防止を推進します。

3 農業水利施設の長寿命化・防災減災 <再掲>

【農政部】

- 県営事業との連携も図りながら老朽化した水路等の更新を進めます。市内松川町では、県による岩堰地区の整備に併せて、下流の水路の更新や取水堰の統廃合等を実施し、災害の未然防止を図ります。

4 森林の多面的機能の保全 <再掲>

【農政部】

- 森林の循環的利用・林業の活性化により、多面的機能を有する森林を保全するため、林業の作業効率・生産能力の向上に必要な機械の導入を支援します。
- 山地災害の防止のため、治山事業を促進するとともに、大雨等で荒廃した斜面等の安定化・再度災害防止を推進します。
- 森林整備の基盤として、林内の木材輸送を効率的に行うための林業専用道路の整備を推進します。

【事前に備えるべき目標】 8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

1 災害廃棄物処理体制の整備

- 大規模災害で大量に発生する災害廃棄物については、発災直後からの仮置場の設置、廃棄物の受け入れ、収集運搬、処理・処分などを円滑に進め、復旧・復興の妨げにならないようにすることが重要です。県計画との整合性を図りながら、国の「災害廃棄物対策指針」に沿った災害廃棄物処理計画を策定する必要があります。
- 市の廃棄物処理施設だけでは処理が困難な量の災害廃棄物が発生することも想定されるため、民間施設の協力体制や広域処理の体制を整える必要があります。

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

脆弱性評価

1 災害・復興ボランティアの受入体制の確立

- 大規模災害時の被災者支援において、他地域等からのボランティアの活動が大きな役割を果たすことから、災害発生後速やかに、ボランティアを必要とする市民を把握するとともに、ボランティアの受入体制を整える必要があります。本市では、福島市社会福祉協議会と協定を締結し、災害時における災害ボランティアセンターの設置と運営について協力を得ることとしています。

2 災害時の応援体制の整備（応急復旧支援）

- 道路、河川、上下水道等のインフラ施設が被災した場合、復旧・復興の妨げとならぬよう、災害発生直後から被災状況の把握や危険の除去、応急的な復旧等を行い、本格的な復旧作業に円滑に移行していく必要があります。本市では、応急復旧等を迅速に行うため、各種建設関係団体と災害時における応急対策業務の支援について協定を締結しています。

3 罹災証明等に係る円滑な被災者支援

- 被災者が応急仮設住宅への入居や被災者生活再建支援制度、各種減免制度等の支援制度を活用し、生活再建を進めていくうえで、それぞれの申請手続きが必要になります。本市では令和元年度台風第19号への対応のなかで、罹災情報を各部署で共有できるシステムを構築し、申請の度に罹災証明書を添付する手間を省けるように見直しました。被災者の生活再建が少しでも円滑に進むよう、行政手続等における被災者の負担を軽減する必要があります。

推進方針

1 災害廃棄物処理体制の整備

【環境部】

- 災害発生時に災害廃棄物を円滑に処理できるようにするため、県計画との整合性を図りながら災害廃棄物処理計画を策定します。
- 大量に発生する災害廃棄物の収集運搬、処理について、県との連携により広域処理の体制を整えるとともに、民間事業者との協定締結など協力体制を構築し、災害廃棄物の処理体制を強化します。

推進方針

1 災害・復興ボランティアの受入体制の確立

【政策調整部】

- 災害時における災害ボランティアセンターの設置と運営の協力に関して福島市社会福祉協議会と連携を確認するとともに、ボランティアが求められている活動内容の全庁的な情報集約やボランティア活動に必要な物資調達の体制を整えます。

2 災害時の応援体制の整備（応急復旧支援）

【総務部】

- 災害発生時のインフラ施設等の応急対策業務に関して、総合防災訓練等を通じて建設関係団体等との連携強化を図り、災害時応援協定の実効性を高めます。

3 罹災証明等に係る円滑な被災者支援

【総務部】

- 罹災情報の共有について今後も被災者の需要に応じて対象範囲の拡大を進めるなど、被災者の生活再建が少しでも円滑に進むよう、既往災害での経験の蓄積と平時からの業務想定により、被災者の立場に立った行政手続等の見直しを推進します。

【事前に備えるべき目標】 8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

1 自主防災組織等の活性化 <再掲>

- 本市ではほとんどの町内会で自主防災組織が結成されていますが、災害発生時に効果的な活動ができるよう、日頃から各種訓練等を行い、地域の実情に応じた適切な組織体制を構築することが必要です。また、事業所等においても組織的な防災活動が行われ、従業員や利用者の安全が図られるほか、周辺地域の自主防災組織と協力した活動が行われることが必要です。

2 避難行動要支援者対策の推進 <再掲>

- 災害時に自ら避難することが困難な人の安全を確保するため、「福島市災害時要援護者支援プラン 全体計画」に基づき、要援護者の自助・地域（近隣）の共助を基本とした、情報伝達体制と避難行動支援の体制の構築を進めています。しかしながら、地域の支援者の登録や一人ひとりの具体的な避難の計画（個別計画）の作成が進まない状況にあり、地域の助け合いの取り組みを促進する必要があります。

3 地区防災計画の策定の促進 <再掲>

- 災害対策基本法の改正（平成 25 年 6 月）により、地区住民による自発的な防災活動に関する地区防災計画制度が創設されたことを踏まえ、自主防災組織等によるこれまでの地域の取り組みを活かしながら、地区の特性に応じた計画の策定を促進する必要があります。令和元年度はモデル地区として下川崎地区における地区防災計画の策定を支援しています。

4 地域コミュニティの基盤となる地域公共交通の確保 <再掲>

- 鉄道・バス・タクシー等の地域公共交通は、市民の通勤、通学、通院、買い物等の移動手段、そして災害時の避難等の移動手段であるとともに、地域内外の交流と地域コミュニティを支える生活基盤です。市民・事業者・行政が連携して、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通の実現に取り組んでおり、人口減少や人口分布の変化等に対応した仕組みづくりを進める必要があります。
- 災害時においても公共交通を維持確保するため、交通事業者等との連絡体制を構築する必要があります。

推進方針

1 自主防災組織等の活性化 <再掲>

【総務部】【消防本部】

- 町内会や事業所において、災害発生時に初期消火や避難誘導、負傷者の救出など組織的かつ効果的な活動ができるよう、自主防災組織等による各種訓練の指導等を行い、地域の実情に応じた適切な組織体制や地域内の協力体制の構築を促進します。

2 避難行動要支援者対策の推進 <再掲>

【健康福祉部】

- 要援護者への情報伝達と避難行動の支援のため、各地域における町内会や自主防災組織等と連携した共助の体制づくりを目指し、地区防災計画の作成を促進します。

3 地区防災計画の策定の促進 <再掲>

【総務部】

- 災害時の避難の呼びかけ、要援護者の避難行動の支援、倒壊した建物からの救出、避難所の運営など大規模な災害ほど地域における助け合いが重要となることから、地域コミュニティが主体となった地区防災計画の策定を促進します。モデル地区における策定状況を踏まえて、他地区における取り組みを支援します。

4 地域コミュニティの基盤となる地域公共交通の確保 <再掲>

【都市政策部】

- 地域の実情に応じた地域公共交通を確保するため、地域・住民が選択できる交通手段の仕組みの構築、社会実験バスの展開、タクシーの活用の検討など、官民連携により取り組みを推進します。
- 災害時における公共交通の維持確保・早期の回復、迅速かつ正確な情報収集・広報のため、交通事業者・行政・関係機関の連絡体制の構築を図ります。

指標名	現状値	目標値
路線バスの年間市内乗車人員数	501万3千人 (H26)	500万人 (R2)
福島交通飯坂線・阿武隈急行線の年間市内乗車人員数	379万9千人 (H26)	380万人 (R2)

【事前に備えるべき目標】 8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失

脆弱性評価

1 指定文化財（建造物）の防災対策

- 文化財は、福島 naturally・歴史・文化的環境のなかで生まれ継承されてきたもので、確実に保存し後世へ継承するとともに、個性豊かなまちづくりに活用することが求められています。
 - 本市所有の国指定重要文化財・旧広瀬座について、耐震補強等を施して大規模な公演にも対応させて活用機会を増やすため、保存活用計画を策定しています。
 - 東日本大震災で損壊した本市所有の市指定有形文化財・旧日本電気計器検定所福島試験所社屋（福島市写真美術館）について、安心して市民が活用できるよう、耐震補強等を含めた復旧・再整備を実施しています。

8-5 事業用地の確保等が進まず復興が大幅に遅れる事態

脆弱性評価

1 地籍調査の推進 <再掲>

- 被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅用地の確保等を進めるうえで、地籍調査が未実施の場合、土地の境界の復元を容易にできず、境界確認に多くの時間と手間が必要となり、復旧・復興が遅れる要因となります。本市における地籍調査は、中心市街地や山間部で未着手の状況で、全体の進捗率は49.49%（令和元年）にとどまっており、着実に調査を進める必要があります。

2 空き家対策の推進 <再掲>

- 本市の空き家率は12.1%（平成30年住宅・土地統計調査）で平成25年と同率ですが、管理不全の空き家が点在しており、地震による倒壊での負傷、避難路の遮断、火災発生の危険があります。また、管理者が不明で除却が進まないなど、復旧・復興の妨げとなるおそれがあります。「福島市空き家等対策計画」（平成29年3月策定）に基づき、空き家の発生を予防するとともに、管理不全の空き家について適切な対策を行う必要があります。

推進方針

1 指定文化財（建造物）の防災対策

【市民・文化スポーツ部】

- 地域固有の価値を有する貴重な文化財を、確実に保存し後世へ継承するとともに、個性豊かなまちづくりに活用するため、利用者の安全や防災面に配慮して、環境整備を進めます。
 - 国指定重要文化財・旧広瀬座の保存活用計画を策定し、松竹大歌舞伎など大規模な公演も実施できる施設に再整備を進め、施設利用の充実を図ります。
 - 市指定有形文化財・旧日本電気計器検定所福島試験所社屋の復旧・再整備を進め、福島市写真美術館を再開します。

推進方針

1 地籍調査の推進 <再掲>

【農政部】

- 被災した道路の復旧や住宅の再建、仮設住宅の用地確保等を円滑に進められよう、地籍調査を着実に推進します。

指標名	現状値	目標値
地籍調査進捗率（第7次10箇年計画）	49.49%（R1）	50.72%（R11）

2 空き家対策の推進 <再掲>

【都市政策部】

- 「福島市空き家等対策計画」に基づき、空き家の発生の予防、関係団体と連携した空き家の実態の把握を行います。管理不全の空き家については、所有者に適正な管理を依頼するとともに、著しく危険な空き家等については、行政処分等の必要な措置を段階的に講じ、生活環境の安全性を確保します。

第6章 施策プログラムの重点化と推進体制

I 施策プログラムの重点化

1 施策プログラムの重点化の考え方と設定方法

脆弱性評価の結果を踏まえた推進方針に基づき、各施策を推進してまいりますが、災害により様々な事態が想定される中、効率的・効果的に国土強靱化を進めるため、優先度の高いものから重点化を図ります。

重点化にあたっては、リスクシナリオを回避するための施策群をプログラムとして整理し、プログラム単位で重点化を図ります。

これらのリスクシナリオに係るプログラムは、すべて取り組むべき重要な施策ですが、本市における脅威や既往災害における被害状況を勘案しつつ、①影響の大きさ、②緊急度、③市の役割の大きさ、という3つの視点から優先度を総合的に判断し、12の重点化すべきプログラムを選定します。

2 重点化するプログラム

重点化すべきプログラムに係るリスクシナリオは別表のとおりです。

この重点化したプログラムについては、その重要性に鑑み、進捗状況、関係部局における施策の具体化の状況等を踏まえつつ、より一層の取組の推進に努めるものとします。

II 計画の推進

1 推進体制

福島市国土強靱化地域計画策定委員会を中心とする部局横断的な体制の下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画の見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して、本計画に基づく国土強靱化施策の推進を図ります。

2 進捗管理と見直し

各プログラムの達成状況や進捗を適宜検証し、PDCAサイクルにより進捗管理を行います。また、社会経済情勢の変化や総合計画をはじめとする本市の各種計画等との調和を勘案しつつ、必要に応じて施策の追加や計画の見直しを行います。

【別表】

事前に備えるべき目標 (8項目)		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） (28項目)		重点化 (12項目)
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生	●
		1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	●
		1-3	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生	●
		1-4	暴風雪や豪雪等に伴う死傷者の発生	●
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	●
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	●
		2-2	長期にわたる孤立集落等の発生	
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	●
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能の麻痺	
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生	
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	●
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	●
		4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞	
		5-2	食料等の安定供給の停滞	
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止	
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止	●
		6-3	基幹及び地域交通ネットワークが分断する事態	●
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	●
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出	
		7-3	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく	
		7-4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態	
		8-3	地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失	
		8-5	事業用地の確保等が進まず復興が大幅に遅れる事態	



令和2年2月 編集・発行

福島市建設部路政課

総務部危機管理室

〒960-8601 福島市五老内町 3-1

電話：024-525-3770

FAX：024-536-3271